

第二種奨学金（短期留学）予約

大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校（4・5年次）に在籍中で2023年度に**海外の大学等**に短期留学予定の奨学金を希望する皆さんへ

貸与奨学金案内



- ・この冊子では、返還の必要がある奨学金（借入金）の制度について、説明しています。
- ・第1部「奨学金制度」及び第2部「奨学金の手続き」を読んで貸与奨学金についてよく理解したうえで、予約申込みを希望する場合には第3部「申込手続きと提出書類」に従って申込手続きを進めてください。

2022年12月1日

知っておいてほしいポイント

あなた自身が借りるもの

貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
奨学金の貸与を受ける（申込みをする）のは、あなた本人です。返還義務はあなた本人にあります。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

次の世代へリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学金として使われます。

無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先送りにする制度等があります。

留学開始月前には振り込まれません！

奨学金は、留学開始月以降に振込みが始まります。留学開始前に必要となる「入学金」等には利用できません。

目次

第1部 奨学金制度

1 奨学金の種類	3	7 保証	9
2 募集時期	3	8 利率と利子	11
3 申込資格	4	9 返還期間と返還額	12
4 選考基準（学力基準・家計基準）	5	10 返還が難しいとき	13
5 奨学金の貸与と返還	7	11 個人信用情報の取扱い	15
6 国内在籍学校で機構の奨学金の貸与・給付を受けている場合の取扱い	8		

第2部 奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ	17	資料1 奨学金の返還例	21
2 採用候補者決定から留学開始までの手続き	18	資料2 機関保証制度の仕組み	22
3 留学開始後の手続き	19	資料3 保証料（目安）	23
4 奨学金の貸与終了から返還中の手続き	20	資料4 保証委託約款	25

第3部 申込手続きと提出書類

1 申込期限の確認	26	7 【様式B】「家計状況申告書」の作成・記入例	31
2 選択・選任事項	26	8 収入に関する証明書類の注意点	32
3 申込手続きの流れ	26	9 特別控除の条件と必要書類	39
4 必要書類	27	10 「スカラネット入力下書き用紙」記入上の注意点	43
5 【様式A】「確認書」の作成・記入例	28	11 スカラネット入力による申込み	45
6 生計維持者の確認	30	★ 様式集	48～59

★スカラネット入力下書き用紙は、30ページと31ページの間に挟み込まれています。

本冊子の用語

あなた	奨学金に申込み学生本人	機構	日本学生支援機構
国内在籍学校	大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校（4・5年次）		
海外の大学等	海外の大学、大学院、短期大学		
予約採用	留学前に募集する採用方式		
採用候補者	予約採用により留学後の奨学金の予約ができた人		

1 奨学金の種類

奨学金の種類	利子	貸与の方法		貸与期間
		毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み (留学開始前の振込みなし)	
第二種奨学金（短期留学）	利子あり	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み (留学開始前の振込みなし)	留学開始月から留学終了月まで
留学時特別増額貸与奨学金	利子あり	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込み (留学開始前の振込みなし)	(1回の振込みで終了)



- 貸与始期は留学開始月（プログラム又は授業の開始月）、貸与終期は留学終了月（プログラム又は授業の終了月）です。3か月以上1年以内で、機構で認めた期間が対象です。
- ※ただし、ダブルディグリー・プログラムで13か月以上留学する場合は、貸与期間の上限は2年となります。
- ※申込時にダブルディグリー・プログラムで留学することを証明する書類の提出が必要です。
- ※留学期間が13か月以上あってもダブルディグリー・プログラムでない留学の場合は、貸与期間は留学開始日より12か月分までとなります。
- 貸与開始後は貸与期間の延長はできません。
- 原則として留学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません（8ページ「6 国内在籍学校で機構の奨学金の貸与・給付を受けている場合の取扱い」参照）。

2 貸与金額

第二種奨学金（短期留学）の貸与月額は2万円から12万円の1万円単位から、留学時特別増額貸与奨学金は、10万円から50万円の10万円単位の金額から選択できます。

奨学金の種類	貸与金額
第二種奨学金（短期留学）	20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・60,000円・70,000円・80,000円・90,000円・100,000円・110,000円・120,000円
留学時特別増額貸与奨学金	100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円

【第二種奨学金（短期留学）増額貸与】

国内在籍学校で以下の課程に在籍している人は、貸与月額12万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

私立大学医学・歯学課程・・・4万円増額：12万円＋4万円＝16万円

私立大学薬学・獣医学課程・・・2万円増額：12万円＋2万円＝14万円

2 募集時期

貸与の対象となる留学の開始時期は2023年4月～2024年3月です。この期間内に留学を開始する場合に申込みができます。申込みは留学開始月によって、年3回に分けて募集します。国内在籍学校により募集時期・申込期限が異なりますので、申込みの時期を逃さないよう注意してください。

回	留学開始月	募集時期・申込期限	採用候補者の決定
第1回	4～7月	募集時期及び申込期限は国内在籍学校で設定されます。 担当窓口で確認してください。	2月下旬
第2回	8～11月		6月下旬
第3回	12～3月		10月下旬



- 留学開始月はプログラム又は授業の開始月です。渡航日や学籍上の身分が留学に切り替わる月ではありません。事前にプログラム又は授業の開始月を確認し、該当の回に申し込んでください。
- 留学開始月に該当しない回に申し込むことはできません（例：7月からプログラムに参加する人が、8月からの貸与を希望し、第2回に申し込むことはできません）。

3 申込資格

国内の大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校（4・5年次）に在籍中で2023年度中に海外の大学・大学院・短期大学に下記（1）（2）のいずれかの条件で留学を希望する人で、優れた資質を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。

- (1)国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学であること（派遣留学、交換留学）
- (2)留学により取得した単位が、国内在籍学校の単位として認定される留学であること（認定留学）



- ・ 上記の申込資格を満たしていても、申込時に留学中の人、成績不振により留年中の人は申込みできません。
- ・ 標準修業年限内に留学を開始する場合に申込みが可能です（例：修業年限4年の課程に在籍している大学4年生が留学のために卒業を延期し、5年次に留学を開始する場合、修業年限を超えているため、申込みできません）。
- ・ 海外留学支援制度（協定派遣）又は官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム）の給付を受けている人が、併せて本奨学金の貸与を受けることもできます。
- ・ 過去に第二種奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（大学・短期大学・専修学校等）で、新たに第二種奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。なお、所定の要件を満たす場合に限り、各々の学校区分において1回限り、再貸与を受けることができます。詳しくは、国内在籍学校に確認してください。
- ・ 奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金について以下の状態にあることが判明したときは、不採用又は採用を取り消される場合があります。
 - ア) 返還誓約書が未提出である場合
 - イ) 奨学金の返還を延滞している場合
 - ウ) 代位弁済が行われた場合
- ※上記ア)又はイ)の状態にある場合は、新たに奨学金を申し込むためには速やかに必要な手続きを行うことが必要です。上記ウ)の場合は、新たに奨学金を申し込む資格はありません。
- ・ 債務整理中の人には申込資格がありません。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は次の（1）～（3）のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

該当する場合、申込みの際に国内在籍学校を通じて在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は「在留カード」（もしくは、「特別永住者証明書」）のコピーの提出が必要です（※1）。

- (1) 法定特別永住者（※2）
- (2) 在留資格（※3）が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- (3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

- (※1) 申込時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。なお、「法定特別永住者」及び「永住者」の人は、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。
- (※2) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。
- (※3) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。



- ・ 在留資格の記載が上記以外の場合（「家族滞在」等）は採用されません。
- ・ 申込資格がないことが判明した場合は、奨学金の振込みを停止して採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

4 選考基準（学力基準・家計基準）

国内在籍学校は、奨学金を希望する人のうち、機構が定める学力基準を満たす人を推薦します。

機構は、推薦された人が学力・家計等の基準を満たすことを審査し、基準を満たす人全員を採用候補者として決定します。貸与する奨学金ごとの学力基準は、下表のとおりです。

1 学力基準

国内在籍学校	第二種奨学金（短期留学）
大学 短期大学 専修学校 （専門課程） 高等専門学校 （4・5年次）	次の①～④のいずれかに該当すること ① 出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること ② 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること ③ 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること ④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずると認められること
国内在籍学校	第二種奨学金（短期留学）と国内の第一種奨学金併用
大学 短期大学 専修学校 （専門課程）	A<2023年度入学者>（1年生） 次の①～③のいずれかに該当すること ① 高等学校又は専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が、各学校区分において以下の基準を満たすこと <u>大学・短期大学</u> ：3.5以上（※高等専門学校4年次編入学者を含む） <u>専修学校（専門課程）</u> ：3.2以上 ② 上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者 ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること ③ 高等学校卒業程度認定試験合格者であること B<2017～2022年度入学者>（2年生以上） 次の①又は②のいずれかに該当すること ① 本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること ② 上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者 ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること C<2016年度以前入学者>（2年生以上） 本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること
高等専門学校 （4・5年次） ※2021～2023年度入学者は1～3年次のため、対象外	D<2017～2020年度入学者> 次の①又は②のいずれかに該当すること ① 本人の属する学科の平均水準以上であること ② 上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者 ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること E<2016年度以前入学者> 本人の属する学科の平均水準以上であること ※2023年度4年次編入学者は、上記Aの学力基準を適用。2023年度5年次編入学者は、出身学校における成績及び編入学試験等の成績を総合判定した成績が、本人の属する学科の平均水準以上であること

2 家計基準

生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された基準額以下であること。

【年収・所得の上限額の目安】

（単位：万円）

(学種) (国内)	設置者	世帯人数	通学形態	第二種（短期留学）		第二種（短期留学）と国内の第一種併用		
				給与所得 <収入金額>	給与所得以外 <所得金額>	給与所得 <収入金額>	給与所得以外 <所得金額>	
大学	国・公立	3人	自宅	1,012	604	603	248	
			自宅外	1,059	651	670	295	
		4人	自宅	1,096	688	680	302	
			自宅外	1,143	735	747	349	
		私立	3人	自宅	1,063	655	676	299
				自宅外	1,110	702	743	346
	4人		自宅	1,147	739	753	353	
			自宅外	1,194	786	808	400	
	短期大学	国・公立	3人	自宅	997	589	582	233
				自宅外	1,044	636	649	280
			4人	自宅	1,081	673	659	287
				自宅外	1,128	720	726	334
私立			3人	自宅	1,042	634	646	278
				自宅外	1,089	681	713	325
		4人	自宅	1,126	718	723	332	
			自宅外	1,173	765	787	379	
専修学校 (専門課程)		国・公立	3人	自宅	972	564	546	208
				自宅外	1,017	609	610	253
			4人	自宅	1,056	648	623	262
				自宅外	1,101	693	687	307
	私立		3人	自宅	1,039	631	642	275
				自宅外	1,084	676	706	320
		4人	自宅	1,123	715	719	329	
			自宅外	1,168	760	782	374	
	高等専門学校 (4・5年生)	国・公立	3人	自宅	978	570	555	214
				自宅外	1,007	599	596	243
			4人	自宅	1,062	654	632	268
				自宅外	1,091	683	673	297
私立			3人	自宅	1,022	614	617	258
				自宅外	1,051	643	659	287
		4人	自宅	1,106	698	695	312	
			自宅外	1,135	727	736	341	



3人世帯・4人世帯以外の世帯人数の【年収・所得の上限額の目安】は、機構ホームページに掲載しています。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kaigai/2shu_short/daigaku/kakei.html

留学時特別増額貸与奨学金の利用条件

留学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生に貸与します。



- ・世帯年収（所得）が上限額を超えている等の理由で日本政策金融公庫が定める要件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込みなかった世帯の学生は対象外です。この場合、「国の教育ローン」も、留学時特別増額貸与奨学金も利用できません。
- ・予約申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み手続きを省略できます。「国の教育ローン」の手続きが必要か不要かの判定は、予約採用申込時に留学時特別増額貸与奨学金を希望した人に対して、結果通知（「採用候補者決定通知」）に記載してお知らせします。

5 奨学金の貸与と返還

1 奨学金の貸与方法

奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込みます。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座（※）

（※）休眠口座：金融機関に預金として預け入れたまま長期間入出金などの取引が行われなくなり、金融機関側から預金者への連絡も取れなくなった状態の預金口座。

【奨学金振込日】（2023年度の予定）

留学前に「留学届」等指定の書類を提出し、審査に通った後に奨学金の振込みが始まります（振込開始時期は「留学届」等の提出時期によります）。



留学開始月前に奨学金が振り込まれることはありません。留学開始前に必要な資金は別途用意する必要があります。

貸与月	振込日	貸与月	振込日	貸与月	振込日
4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月11日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

（注）上記の日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。

2 奨学金の返還方法

貸与終了時に指定した口座から毎月の振替（引き落とし）となります。

【取扱い金融機関】

利用できる	利用できない
ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会および一部の漁業協同組合	外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等）、一部信用組合

【返還金振替日】

振替日は毎月27日（27日が金融機関の休業日のときは翌営業日）です。

初回振替日は、貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）の27日です。

6 国内在籍学校で機構の奨学金の貸与・給付を受けている場合の取扱い

1 留学中に希望する奨学金の申込みの可否

国内在籍学校で第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている人又は給付奨学金を受給している人が留学中に第二種奨学金（短期留学）及び留学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望する場合の取扱いは以下のとおりです。

国内の奨学金の 現在の貸与・給付状況	留学中に希望する奨学金		国内の奨学金の手続き
	第二種奨学金（短期留学）	留学時特別増額貸与奨学金	
国内で第一種奨学金を貸与中	申込可	申込可	継続／辞退
国内で第二種奨学金を貸与中	×	×	継続
	申込可	申込可 (ただし、留学時特別増額貸与奨学金のみの申込みは不可)	休止／辞退
国内で給付奨学金を受給中	申込可	申込可	継続／休止

安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。留学先国・地域の安全情報によっては、奨学金の貸与は認められない場合がありますので、ご承知おきください。留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

2 現在貸与・給付を受けている奨学金の手続き

第二種奨学金（短期留学）の申込みを希望する場合、現在貸与・給付を受けている奨学金について、次のいずれかの手続きが必要です。

(1) 国内で第一種奨学金の貸与を受けている人

- 第一種奨学金の貸与に併せて、第二種奨学金（短期留学）及び留学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができます。ただし、留学中の学籍上の身分が「休学」になる場合は、第一種奨学金について「留学奨学金継続願」の提出が必要です。
 - ※ 第一種奨学金と第二種奨学金（短期留学）の併用貸与を受ける場合は、併用の学力基準及び家計基準を満たすことが必要です。ただし、第二種奨学金（短期留学）の月額貸与を希望せず、留学時特別増額貸与奨学金のみを希望する場合は、第一種奨学金の選考基準で採用の可否を審査します。
 - ※ 留学時特別増額貸与奨学金のみを希望する場合は、第一種奨学金の継続貸与が条件となります。
- 留学中に第二種奨学金（短期留学）及び留学時特別増額貸与奨学金のみを希望し、第一種奨学金を辞退する場合は「異動願（届）」を提出してください。

(2) 国内で第二種奨学金の貸与を受けている人

- 第二種奨学金（国内）の貸与に併せて、第二種奨学金（短期留学）の貸与を受けることはできません。また、第二種奨学金（短期留学）の月額貸与を希望せず、留学時特別増額貸与奨学金のみを申し込むこともできません。よって、留学時特別増額貸与奨学金の申込みを希望しない場合は、第二種奨学金（短期留学）を申し込む必要はありません。
- ※ 第二種奨学金（短期留学）及び留学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合、第二種奨学金（国内）の貸与は「休止」又は「辞退」とするため、「異動願（届）」を提出してください。
 - ※ 第二種奨学金（国内）の貸与を「休止」したうえで、第二種奨学金（短期留学）及び留学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける期間は、第二種奨学金（国内）の貸与期間に通算されます。したがって、第二種奨学金（短期留学）の貸与終期が第二種奨学金（国内）の貸与終期を超えることが予め判明している場合は、第二種奨学金（短期留学）採用時に第二種奨学金（国内）を辞退する必要があります。なお、第二種奨学金（国内）を辞退することにより、第二種奨学金（短期留学）の奨学生番号が新たに付与されるため、第二種奨学金（短期留学）の返還誓約書の提出が必要です。

(3) 国内で第一種奨学金及び第二種奨学金の併用貸与を受けている人

前記 (1) ・ (2) のうち、該当するいずれかの手続きをしてください。

6 国内在籍学校で機構の奨学金の貸与・給付を受けている場合の取扱い

(4) 国内で給付奨学金の支給を受けている人

給付奨学金の支給に併せて、第二種奨学金（短期留学）及び留学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができます。ただし、留学中の学籍上の身分が「休学」になる場合は、給付奨学金の採用年度によって、次のように取扱いが異なります。

- ・ 給付奨学金（新制度）採用者（2020年度以降採用者）：
休学期間中は、給付奨学金（新制度）の支給は認められないため、「休止の異動願（届）」の提出が必要です。
- ・ 給付奨学金（旧制度）採用者（2019年度以前採用者）：
給付奨学金（旧制度）について「留学奨学金継続願」の提出が必要です。

7 保証

奨学金の貸与を受けるためには、申込時に保証制度を選択する必要があります。

保証制度には、「機関保証」と「人的保証」の2つがあり、いずれか1つを選択します。



- ・ どちらを選択しても、奨学金の貸与を受けたあなた本人が奨学金の返還の義務を負うことに変わりはありません。
- ・ 申込時に選択した保証制度は、「留学届」提出時に変更できます。

1 機関保証制度

機関保証制度とは、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要となり、原則として**毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引いた金額があなたの口座に振り込まれます**（保証料は、奨学生として採用された時に交付する「奨学生証」でお知らせします）。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所や電話番号等を照会する「**本人以外の連絡先（国内連絡者）**」となる人を指定する必要があります。



- ・ 機関保証制度の詳細、保証料の目安については、22～25ページをご覧ください。
- ・ 万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関があなたに代わって機構に返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関があなたに一括返還を求めることとなります。

2 人的保証制度

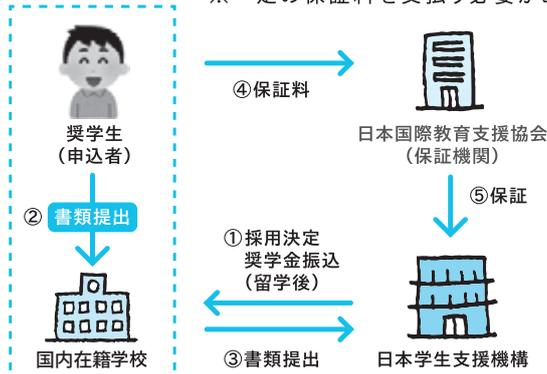
人的保証制度とは、機構が定める選任条件を満たす人にあなた自らが依頼し、奨学金の返還について**連帯保証人及び保証人**を引き受けてもらう制度です。



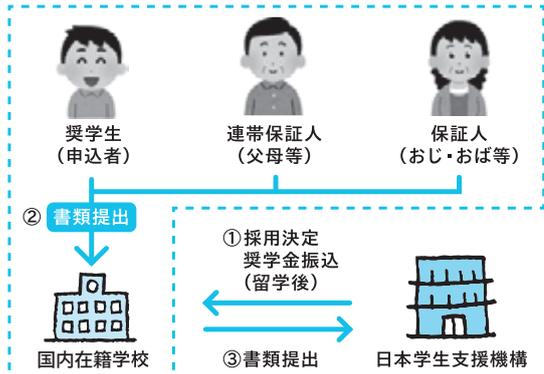
- ・ 連帯保証人、保証人それぞれの役割と選任条件については、次ページでよく確認してください。
- ・ 連帯保証人又は保証人が死亡した場合や選任条件を満たせなくなった場合は、新たな人物の選任が必要となります。
- ・ 人的保証制度を選択した場合は留学開始後、「返還誓約書」に連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書等を提出する必要があります。

機関保証制度（保証機関に連帯保証を依頼）

※一定の保証料を支払う必要があります。



人的保証制度（連帯保証人と保証人が必要）



【連帯保証人・保証人の役割と選任条件】

次の条件をすべて満たす連帯保証人・保証人を選任します。

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】
【役割】 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。	【役割】 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります（「分別の利益」）。また、保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。 ※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。
【選任条件】 ①【あなたが未成年者の場合】 あなたの親権者又は未成年後見人 ②【あなたが成年者の場合】 あなたの父母 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族（※）	【選任条件】 ①父母以外の人 ②あなた及び連帯保証人と別生計の人 ③連帯保証人の配偶者・婚約者でない人 ④4親等以内の親族（※） ⑤留学届提出日時点で65歳未満の人（※）
連帯保証人、保証人に共通の条件	①あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ②未成年者・学生・債務整理中（破産等）の人は選任できません。 ③貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

（※）これらの条件を満たさない場合でも、次の【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。

【代替要件】

連帯保証人については「4親等以内の親族」（条件②）、保証人については「4親等以内の親族」（条件④）又は「65歳未満」（条件⑤）の条件を満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により「貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす必要があります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。

	条件	証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 \geq 320万円	所得証明書、源泉徴収票等
	給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220万円	所得証明書、確定申告書の控え等
B	預貯金残高 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	預貯金残高証明書
C	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	固定資産評価証明書

上記のA～Cを組み合わせる返還予定総額の保証を証明する場合は、以下のとおりとします。

組合せ	条件
A + B	年間収入（注2）+（預貯金残高 \div 16年（注1）） \geq 320万円（注3）
A + C	年間収入（注2）+（固定資産の評価額 \div 16年（注1）） \geq 320万円（注3）
B + C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額 （保証人は貸与予定総額（返還総額）の2分の1以上）
A + B + C	年間収入（注2）+（預貯金残高 + 固定資産の評価額） \div 16年（注1） \geq 320万円（注3）

（注1）16年は平均返還予定年数

（注2）年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。

（注3）320万円は、給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得のうち給与収入以外の所得もある人については、年間所得金額（年間所得 \geq 220万円）により判断してください。

8 利率と利子

第二種奨学金（短期留学）及び留学時特別増額貸与奨学金については、選択した「利率の算定方法」に従って奨学金の貸与終了時に決定した利率に基づく利子が発生します。ただし、奨学金貸与中・在学猶予中・返還期限猶予中は無利子です。

1 利率の算定方法

次の2つのいずれか1つを申込時に選択します。

利率の算定方法	説明
利率固定方式	貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。 将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
利率見直し方式	貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。 将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります。



申込時に選択した利率の算定方法は、「留学届」提出時に変更できます。

2 利率

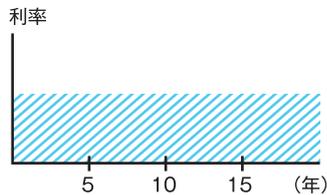
利率は、機構が奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の利率（※）が適用されます。

ただし、年3.0%が上限であり、年3.0%を超えることはありません。

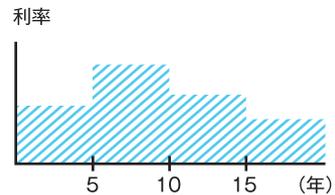
（参考：2022年8月に貸与終了となった人の利率：固定→年0.468%、見直し→年0.030%）

（※）「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては「固定利率型」の利率が、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては「5年利率見直し型」の利率がそれぞれ適用されます。なお、財政融資資金の借換えと併せて機構が債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの金額で加重平均した利率が適用されます。

利率固定方式



利率見直し方式



3 増額貸与を受けた場合の利率

増額貸与（※1）を受けた場合の返還利率は、次の「基本月額（増額以外の部分）に係る利率」と「増額部分に係る利率」とそれぞれの貸与額で加重平均した値が適用されます。

基本月額に係る利率 上記 2 による利率

増額部分に係る利率 「基本月額に係る利率」に0.2%を上乗せした利率（※2）

（※1）留学時特別増額貸与奨学金および私立大学の医・歯・薬・獣医学過程に在学する人が基本月額を超えて受けた増額分

（※2）基本月額に係る利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率

4 利子

利子は、利率に基づき残元金に対して貸与終了の翌月（3月貸与終了の場合は4月）の初日から発生し、1か月分の利子を当月の27日に割賦元金（残元金のうち当月に返還すべき金額）と併せて返還します。

(1) 返還据置期間の利子

返還据置期間（※）に発生した利子は、毎月の返還額に均等に分割して返還します。

※貸与終了後や在学猶予期間終了後の、返還開始までの期間

(2) 元利均等返還

利子は、元利均等返還の方法によりますので、毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間利子の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

9 返還期間と返還額

1 返還期間・返還額

奨学金の返還期間・毎月の返還額は割賦方法により決まります。具体的な返還例は21ページ「資料 1 奨学金の返還例」をご覧ください。

2 割賦方法

返還金の割賦方法については、次の2つのいずれか1つを、留学開始後、「返還誓約書」提出時に選択します。

割賦方法	説明
月賦返還	返還総額を毎月均等に分割して返還します。
月賦・半年賦併用返還	返還総額の半分を月賦（毎月）で、もう半分を半年賦（1月と7月の半年に1回）で返還します。月賦返還に比べて、1月と7月以外の月の返還額はおよそ半分になりますが、1月と7月はおよそ3.5倍になります。



「返還誓約書」提出時に選択した返還方法は、その後は原則として変更できません。

3 繰上返還

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。ただし、貸与終了した奨学金のほかに奨学金の貸与・給付を受けている場合にはできません。

なお、利子付き奨学金（第二種奨学金・留学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子はかかりません。ただし、据置期間利息はかかります。

10 返還が難しいとき

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与が終了した場合は、10月に返還が開始となります）。貸与が終了する際は、所定の返還手続きを行う必要があります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

1 救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。減額返還制度、返還期限猶予制度、在学猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用可能な期間
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	最長、通算15年間（180か月）まで
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難となった場合に、願出により返還期限を先送りにする制度です。	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※願出の事由による
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りにする制度です。 在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する制度です。		

2 延滞した場合

延滞金の賦課	奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。
督促・請求	機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話にて返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求を行います。
個人信用情報機関への登録	返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、個人信用情報機関に個人情報を登録する対象となります。
延滞が長期にわたった場合	<p>延滞が長期にわたった場合、返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（第二種奨学金）、延滞金）について全額一括での返還を請求します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的手続等を行うことがあります。</p> <p>※督促を受けても返還期限猶予等の手続や連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。</p> <p>機関保証の場合 保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関から請求されることとなります（保証機関からの請求に応じない場合、年10%の遅延損害金が加算され、最終的には強制執行までの法的手続を行うことがあります）。なお、特別な理由がある場合は、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。</p> <p>人的保証の場合 民事訴訟法に基づく法的手続を行い、最終的に強制執行まで行うことがあります（法的手続を行った場合、その手続費用も併せて請求します）。</p>

延滞の発生

○延滞金が賦課されます。

返還の督促

- 本人へ請求します。
- 連帯保証人・保証人へ通知します（人的保証に限る）。
- 機構が委託した債権回収会社等（※1）が電話による督促をします。
- 「本人以外の連絡先」に本人の住所等を照会します（機関保証に限る）。

- 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社が、本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金の回収を行います。
- 自宅・勤務先に訪問する場合があります。
- 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、個人情報情報機関（※2）に個人情報を登録する対象となります。

機関保証の場合

（保証料を支払っている場合）

機構からの一括返還請求

○督促にもかかわらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（第二種奨学金のみ）、延滞金）について全額一括での返還を請求します。（「期限の利益の喪失」※4）

代位弁済請求

○機構から保証機関（（公財）日本国際教育支援協会）に対し、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金のみ）、延滞金）について請求を行います。

保証機関からの請求・督促（※5）

○代位弁済がなされた場合、（公財）日本国際教育支援協会から本人に、代位弁済額の一括請求を行います。（求償権の行使）

強制執行

○返済に応じない場合は、（公財）日本国際教育支援協会が強制執行までの法的手続を行い、給与や財産を差し押さえます。（※5）

人的保証の場合

（連帯保証人・保証人を立てている場合）

一括返還請求
（支払督促申立予告）

○督促にもかかわらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（第二種奨学金のみ）、延滞金）について全額一括での返還を請求します。（「期限の利益の喪失」※4）
○また、同時に支払督促申立の予告を行います。

支払督促申立

○民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立をします。

仮執行宣言の申立

○支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、裁判所に仮執行宣言の申立をします。

強制執行

○仮執行宣言の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続を行い、給与や財産を差し押さえます。

裁判所を通じた法的手続（※3）

- （※1） 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。
- （※2） 個人情報情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。
- （※3） 支払督促申立以降に生じた手続費用は、本人の負担になります。
- （※4） 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子・延滞金の全額を一括返還請求されます。
- （※5） なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

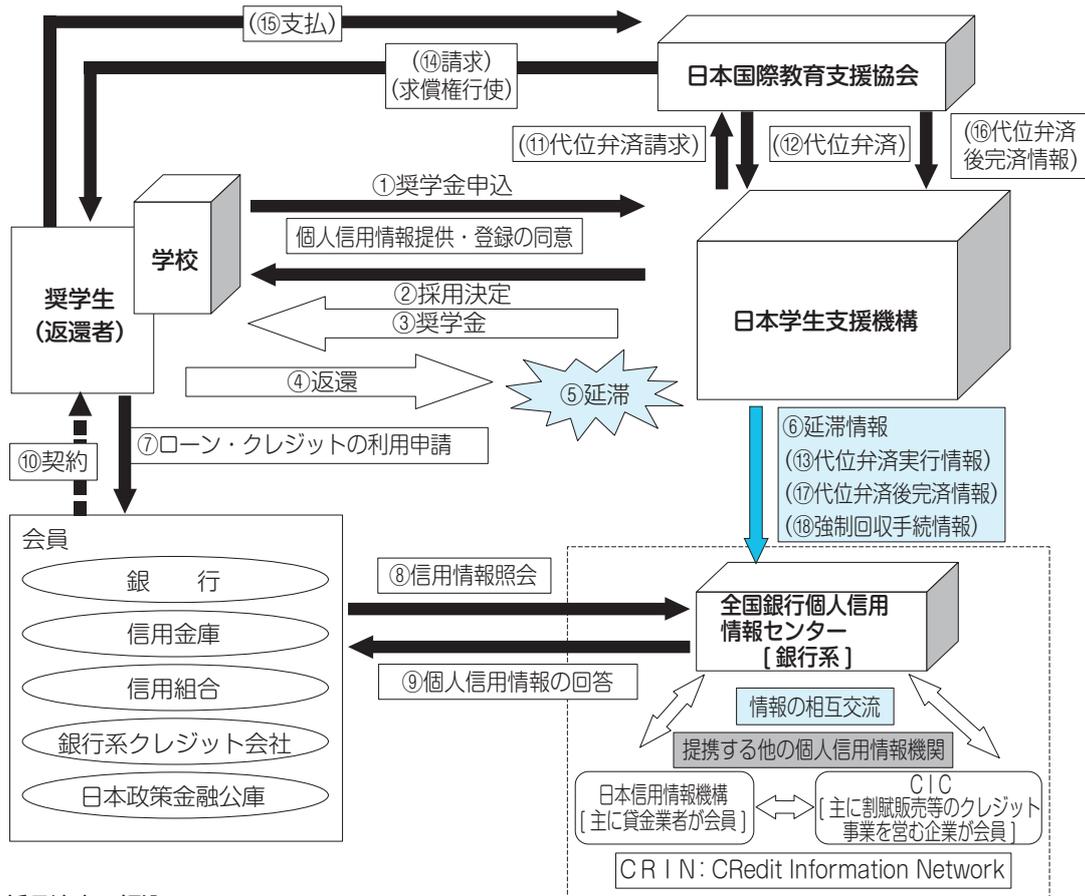
11 個人信用情報の取扱い

奨学金申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については次ページをご覧ください。また、個人信用情報機関への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- (1) 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況が毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報に更新されます。登録された情報は、返還完了から5年後に削除されます。
- (4) 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

【個人信用情報機関への登録の流れ】

※ 機構は、個人信用情報機関への登録は、延滞した場合のみ行います。



1. 申込み～採用決定、振込み

- ① 奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ② 採用決定
- ③ 奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④ 返還開始
- ⑤ 延滞発生
- ⑥ 個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始6か月経過後に延滞3か月以上）

3. 会員（銀行等）による個人信用情報の利用

- ⑦ ローン・クレジットの利用申請
- ⑧ 会員からの信用情報照会
- ⑨ 個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩ 会員による契約の判断

4. 機関保証制度加入者の例（代位弁済請求～代位弁済後完済）

- ⑪ 代位弁済請求
- ⑫ 日本国際教育支援協会による代位弁済
- ⑬ 個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭ 日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮ 返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑯ 完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰ 日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

5. 人的保証制度加入者の例

- ⑱ 個人信用情報機関への強制回収手続情報の登録

11 個人情報情報の取扱い

以下は、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」に記載されている「個人情報同意条項」の内容を拡大して掲載したものです。【様式A】「確認書」に記入する前に、内容をよく確認してください。

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・(株)日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp>

・(株)シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

申込者

申込み (26 ページ第3部「申込手続きと提出書類」)

申込時期を国内在籍学校に必ず確認し、必要書類を受け取ってください。
必要書類を学校に提出し、インターネットで申込情報を入力します。

採用候補者

採用候補者決定 (選考結果の通知) (18 ページ)

採用候補者となった人には、国内在籍学校を通じて「採用候補者決定通知」「留学届」等を交付します。

○ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み

※採用候補者決定通知にて「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要」と通知された人のみ

留学前 (19 ページ)

○ 「留学届」等の必要書類の提出

採用 (19 ページ)

「留学届」等の提出時期に応じて、奨学金の振込が始まります。

※初回振込は、原則として留学開始月となります (留学開始日より前には振り込まれません)。

奨学生となった人には、国内在籍学校を通じて「奨学生証」「返還誓約書」等を交付します。

○ 「返還誓約書」の提出

指定の期日までに国内在籍学校に提出します。

※提出のない場合は、既に振り込まれた奨学金の全額を一括で返金する必要があります。

※人的保証の場合、連帯保証人・保証人の自署・押印及び所定の証明書等の提出が必要です。

(毎月の奨学金の振込)

○ 「奨学金継続願」の提出 (11 月頃に通知)

※ダブルディグリーの場合のみ

貸与終了 (20 ページ)

貸与終了時には国内在籍学校を通じて「貸与奨学金返還確認票」を交付します。

○ 返還用振替口座への加入手続き

返還開始

貸与終了月の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。

(毎月の奨学金の返還 (口座から引き落とし))

返還完了

返還が完了したときは「返還完了証」をお送りします。

奨学生

(奨学金貸与中)

返還者

(返還中)

2 採用候補者決定から留学開始までの手続き

採用候補者に決定した場合、「採用候補者決定通知」等の書類を国内在籍学校から受け取り、留学前の手続きの準備をします。詳しくは、採用候補者決定時にお知らせします。

なお、**留学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人は、留学届提出前に必要な手続きがあります。**

1 留学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き

留学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生に貸与するものです。ただし、申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。

「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きをしてください。

「採用候補者決定通知」の記載	日本政策金融公庫「国の教育ローン」	本機構「留学時特別増額貸与奨学金」
「国の教育ローンの申込不要」		利用可
「国の教育ローンの申込必要」	申し込んだが、低所得等のため融資が受けられなかった	利用可（※1）
	申し込んで、融資を受けられた	
	申込要件を満たさず、申し込めなかった（※2）	利用不可（※3）

（※1）留学開始前に、「留学届」とともに次の書類の提出が必要です。

- 「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（機構所定様式。「採用候補者決定通知」とともに該当者へ配付）
- 融資できない旨が記載された通知書（日本政策金融公庫発行）のコピー

（※2）日本政策金融公庫の定める申込要件については、下表を参照してください。

（※3）留学開始前に、「留学届」にて辞退の手続きが必要です。



留学開始が4月・8月・12月で、留学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望する人は、採用候補者決定通知の交付から留学届提出までの期間が短いため、採用候補者決定通知で「国の教育ローンの申込必要」と通知された場合に備え、採用候補者決定通知受領前に、予め「国の教育ローン」に申し込んでおいてください。

「国の教育ローン」の概要

（2022年5月2日現在）

申込者	保護者
融資限度額	公庫の定める金額
返済期間	15年以内（交通遺児家庭、母子・父子家庭、世帯年収（所得）が一定額以内の人は18年以内）
金利	年1.80%【固定金利】 ※ 母子・父子家庭又は世帯年収（所得）が一定額以内の人は年1.40% ※ 金利は金融情勢によって変動しますので、お借入れ金利（固定）は、上記の金利とは異なる場合があります。
申込時期	1年中（必要時期の2～3か月前がお申込みの目安です）
審査期間	10日前後（その後、融資実行（融資金の口座振込）までにさらに10日前後かかります）
申込手続	日本政策金融公庫の各支店への来店・郵送又はインターネットによる申込み
申込要件	①世帯の年間収入（所得）金額が、公庫の示す金額の範囲内であること ②借入申込金額が公庫の定める金額を超えていないこと ③使途が教育資金であること ④保護者等からの申込みであること ⑤公庫の定める融資対象校への進学（留学）であること



・日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫など政府系金融機関が統合され、2008年に設立された公的な金融機関です。

・最新の情報・詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

2 採用候補者決定から留学開始までの手続き

2 必要書類と「留学届」の提出

留学開始前に、採用候補者決定時に交付する「第二種奨学金（短期留学）留学届」等を国内在籍学校が指定した期日までに提出してください。

提出書類	提出が必要な人
①「留学届」	採用候補者全員
② 留学先学校発行の受入許可書のコピーとその日本語訳	
③「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（機構所定書式）	「採用候補者決定通知」に「国の教育ローンの申込 必要 」と記載されている人
④ 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	

【国内在籍学校で機構の奨学金の貸与・給付を受けている場合に提出が必要な書類】

提出書類	提出が必要な人
①「留学奨学金継続願」	国内で第一種奨学金を貸与中又は給付奨学金（旧制度）を受給中で、留学中の学籍上の身分が「休学」の人
②「異動願（届）」	国内で第二種奨学金を貸与中の人、国内の第一種奨学金を貸与中で留学中に第二種奨学金（短期留学）又は留学時特別増額貸与奨学金のみを希望する人
③「休止の異動願（届）」	国内で給付奨学金（新制度）を受給中で、留学中の学籍上の身分が「休学」の人

3 留学開始後の手続き

1 採用・奨学金の振込開始

「留学届」を提出し、不備なく審査が完了すると、奨学生として正式に採用され、届け出た口座への奨学金の振込みが始まります。

初回振込後、原則として当該月の中旬～下旬を目途に、国内在籍学校を通じて「奨学生証」「返還誓約書」が交付されます。

2 「返還誓約書」の提出

採用後は国内在籍学校が定める期限までに次の書類を添付した「返還誓約書」（借用証書）を提出します。

「返還誓約書」の添付書類（2022年12月現在）	
人的保証の場合	機関保証の場合
① 奨学生本人の住民票	① 奨学生本人の住民票
② 連帯保証人の収入に関する証明書類	②「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」
③ 連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書	
④「返還保証書」・資産等に関する証明書類	
※連帯保証人又は保証人が「4親等以内の親族」でない場合、保証人が「採用時に65歳未満の人」でない場合に提出	



- 書類には奨学生本人の署名が必要です。本人が既に留学中の場合でも、国内在籍学校等を通じて海外に送付してもらい、署名のうえ、提出してください。
- 期限までに提出がない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います。振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります。
- 人的保証の場合、提出時になって保証人等から断られることのないよう、奨学金の貸与を申し込む前から依頼する人によく説明して承諾を得ておいてください。

4 奨学金の貸与終了から返還中の手続き

1 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。

事由	説明
満期	貸与終期までの貸与が終了したとき。
辞退	留学の終了が当初の予定より早まったとき。奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。 (奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です)
退学	国内在籍学校を退学したとき。
廃止	成績不振により奨学生として適格でないと認定されたとき。※ダブルディグリーの場合
死亡	奨学生本人が死亡したとき。

2 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与終了時には、これまでに貸与を受けた奨学金の額や返還の条件等を記載した「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、内容を確認してください。同時に、返還用振替口座を指定する手続きをしてください。

3 奨学金返還中の手続き

返還が困難となった場合や改氏名・住所変更があった場合は、必ず機構に届出してください。
返還が完了したときは、「返還完了証」をお送りします。

4 奨学金に関する事項の選択・変更時期

奨学金申込時に選択した事項（「採用候補者決定通知」に記載）は「留学届」提出時に再度選択し直すことができます。「留学届」提出時の選択により内容が確定し、その後の変更には所定の制約や手続きが発生します。

事項	時期	変更可否						
		申込時	採用候補者決定後	留学届提出時	返還誓約書提出時	貸与中(※1)	貸与終了時	返還中
① 第二種奨学金(短期留学)の貸与月額(3ページ)	選択	選択	変更不可	変更可	変更不可	変更可		
② 留学時特別増額貸与奨学金の貸与額(3ページ)	選択	選択	変更不可	変更可(※2)				
③ 第二種奨学金(短期留学)の辞退			可	可	可	可		
④ 留学時特別増額貸与奨学金のみ辞退			不可	可(※2)				
⑤ 保証制度(9ページ)	選択	選択	変更不可	変更可	変更可(※3)	変更可(※3)	変更不可	変更可(※3)
⑥ 本人以外の連絡先(9ページ)	届出	届出	変更不可	変更可	変更可	変更可	変更不可	変更可
⑦ 連帯保証人・保証人(9～10ページ)	届出	届出	変更不可	変更可	変更可	変更可	変更不可	変更可
⑧ 奨学金振込口座(7ページ)	届出	届出	変更不可	変更可	変更可	変更可		
⑨ 利率の算定方法(11ページ)	選択	選択	変更不可	変更可(※2)	変更不可	変更可(※2)		
⑩ 割賦方法(12ページ)					選択(※4)	変更不可	変更不可	変更不可
⑪ 返還金振替口座(7ページ)							届出	変更可

(※1) この表において、貸与中とは「返還誓約書」提出後に限ります。

(※2) 「留学届」提出後は、1回の振込みで貸与終了となる留学時特別増額貸与奨学金に関する変更はできません。

(※3) 「留学届」提出後は、「機関保証制度」から「人的保証制度」への変更はできません。

(※4) 「返還誓約書」提出時に選択した「割賦方法」は、その後は原則変更できません。

資料1 奨学金の返還例

6、12か月以外の貸与月数や「月賦・半年月賦併用返還」を希望する場合等、以下の表にない条件でも、機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面で試算できます。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還期間	返還回数	《参考》年利率0.468%の場合		《参考》年利率3% (上限)の場合	
					返還総額	月賦返還額	返還総額	月賦返還額
20,000円	6か月	120,000円	4年	48回	121,396円	2,528円	129,235円	2,692円
	12か月	240,000円	6年	72回	243,948円	3,388円	266,044円	3,695円
30,000円	6か月	180,000円	6年	72回	182,945円	2,540円	199,525円	2,770円
	12か月	360,000円	9年	108回	368,476円	3,411円	416,482円	3,856円
40,000円	6か月	240,000円	6年	72回	243,948円	3,388円	266,044円	3,695円
	12か月	480,000円	9年	108回	491,321円	4,549円	555,329円	5,141円
50,000円	6か月	300,000円	7年	84回	305,648円	3,638円	337,349円	4,015円
	12か月	600,000円	10年	120回	615,581円	5,129円	704,016円	5,866円
60,000円	6か月	360,000円	9年	108回	368,476円	3,411円	416,482円	3,856円
	12か月	720,000円	9年	108回	737,008円	6,824円	833,004円	7,713円
70,000円	6か月	420,000円	8年	96回	428,907円	4,468円	479,072円	4,990円
	12か月	840,000円	10年	120回	861,839円	7,182円	985,627円	8,214円
80,000円	6か月	480,000円	9年	108回	491,321円	4,549円	555,329円	5,141円
	12か月	960,000円	10年	120回	984,971円	8,208円	1,126,462円	9,386円
90,000円	6か月	540,000円	9年	108回	552,735円	5,118円	624,740円	5,784円
	12か月	1,080,000円	12年	144回	1,113,213円	7,731円	1,303,191円	9,050円
100,000円	6か月	600,000円	10年	120回	615,581円	5,129円	704,016円	5,866円
	12か月	1,200,000円	12年	144回	1,236,928円	8,590円	1,448,002円	10,055円
110,000円	6か月	660,000円	9年	108回	675,588円	6,255円	763,596円	7,069円
	12か月	1,320,000円	12年	144回	1,360,627円	9,449円	1,592,822円	11,060円
120,000円	6か月	720,000円	9年	108回	737,008円	6,824円	833,004円	7,713円
	12か月	1,440,000円	13年	156回	1,487,756円	9,537円	1,761,917円	11,293円
140,000円	6か月	840,000円	10年	120回	863,186円	7,193円	987,075円	8,226円
	12か月	1,680,000円	14年	168回	1,743,435円	10,377円	2,088,229円	12,429円
160,000円	6か月	960,000円	10年	120回	987,668円	8,230円	1,129,340円	9,411円
	12か月	1,920,000円	13年	156回	1,990,586円	12,760円	2,356,798円	15,107円

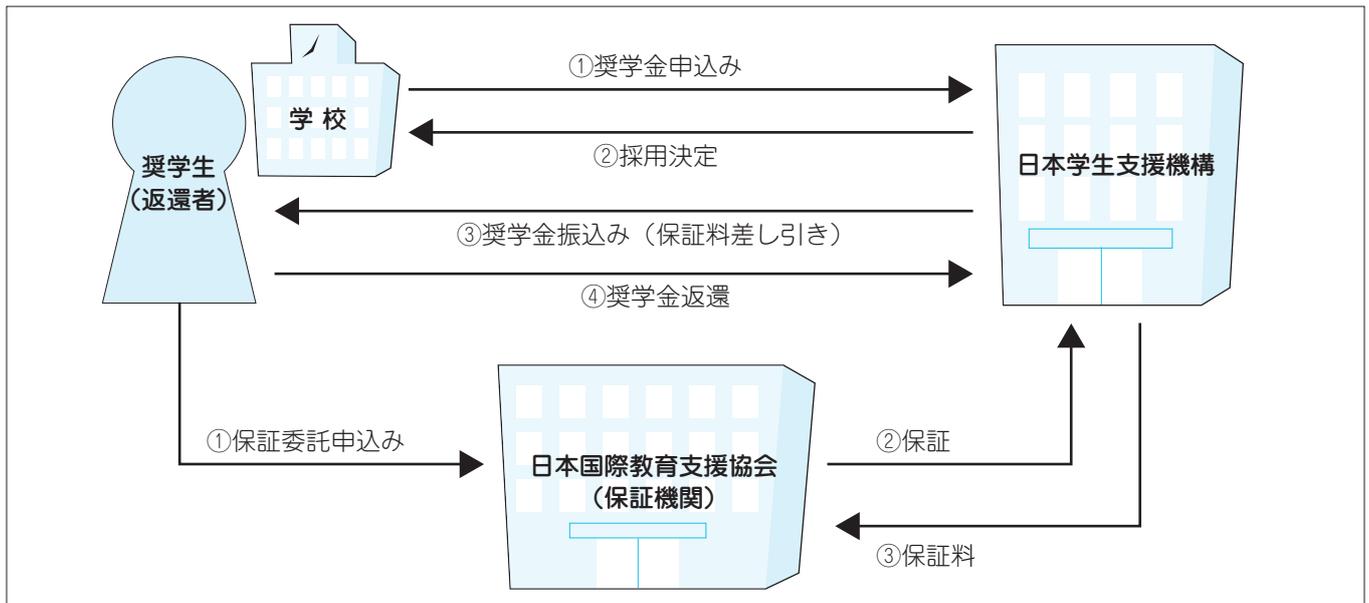
(注1) 2022年8月貸与終了者の利率(利率固定方式)0.468%を参考にしています。

(注2) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(注3) 第二種奨学金の金利は貸与終了時に決定します。利率は「利率固定方式」「利率見直し方式」どちらの算定方式を選択しても「年3.0%」が上限です。

(注4) 貸与月額14万円及び16万円は、国内私立大学の医・歯・薬・獣医課程に在籍している者で、貸与月額12万円に2万円(薬・獣医学課程)又は4万円(医・歯学課程)の増額貸与を希望する場合に限ります。

資料2 機関保証制度の仕組み



- ① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」という）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が奨学生として採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証機関（協会）は、第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。保証の範囲は、元金、利子及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます（保証料を含む返還総額を返還していただきます）。
- ⑤ 返還を延滞した場合には、13～14ページを参照してください。万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関（協会）があなたに代わって機構に返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関（協会）があなたに一括返還を求めることとなります。



次のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しすることがあります。

- ・奨学金を繰上返還し、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ・奨学金返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金の振込口座又は返還用振替口座（リレー口座）です。ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座になります。

公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページもご覧ください。

<https://kikanhosho.jees.or.jp/>

資料3 保証料（目安）

- ・以下の保証料は、2022年度に採用された奨学生の保証料月額に基づく目安を例として抜粋したものです。
- ・あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される奨学生証でお知らせします。
- ・留学時特別増額貸与奨学金の保証料は、同奨学金が交付される時の1回払いとなります。
- ・最新の情報及び以下の記載例以外の場合については、右のQRコードから機構のホームページでご確認ください。



【第二種奨学金（短期留学）】

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返済回数（回）	保証料月額（円）
大 学 短期大学 専修学校 （専門課程） 高等専門学校 （4・5年生）	20,000	6	120,000	48	267
		12	240,000	72	387
	30,000	6	180,000	72	585
		12	360,000	108	845
	40,000	6	240,000	72	781
		12	480,000	108	1,126
	50,000	6	300,000	84	1,127
		12	600,000	120	1,550
	60,000	6	360,000	108	1,703
		12	720,000	108	1,690
	70,000	6	420,000	96	1,784
		12	840,000	120	2,170
	80,000	6	480,000	108	2,271
		12	960,000	120	2,480
	90,000	6	540,000	108	2,555
		12	1,080,000	144	3,284
	100,000	6	600,000	120	3,123
		12	1,200,000	144	3,649
	110,000	6	660,000	108	3,122
		12	1,320,000	144	4,013
120,000	6	720,000	108	3,406	
	12	1,440,000	156	4,699	
140,000	6	840,000	120	4,375	
	12	1,680,000	168	5,853	
160,000	6	960,000	120	5,001	
	12	1,920,000	156	6,272	

【留学時特別増額貸与奨学金】

区分	貸与額	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返済回数（回）	保証料額（円）
留学時特別増額貸与奨学金	300,000	1	300,000	84	6,819

- (注1) 第二種奨学金の貸与利率は、年0.369%、医・歯・薬・獣医学課程の増額貸与分の貸与利率及び留学時特別増額貸与分の貸与利率は、年0.569%で計算しています。
- (注2) 貸与月額14万円及び16万円は、国内私立大学の医・歯・薬・獣医学課程に在籍している者で、貸与月額12万円に2万円（薬・獣医学課程）又は4万円（医・歯学課程）の増額貸与を希望する場合に限ります。
- (注3) 保証料は貸与月額、貸与期間（月）、貸与利率、返済期間等により異なります。
- (注4) 保証料は原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。

【第二種奨学金（短期留学）と留学時特別増額貸与奨学金（30万円）を選択した場合】

区分	留学時特別増額貸与額(円)	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(回)	保証料月額(円)	留学時特別増額貸与分の保証料(円)
大 学 短期大学 専修学校 (専門課程) 高等専門学校 (4・5年生)	300,000	20,000	6	420,000	96	510	7,662
			12	540,000	108	564	8,466
		30,000	6	480,000	108	853	8,532
			12	660,000	108	846	8,463
		40,000	6	540,000	108	1,137	8,529
			12	780,000	108	1,128	8,460
		50,000	6	600,000	120	1,564	9,384
			12	900,000	132	1,690	10,143
		60,000	6	660,000	108	1,705	8,526
			12	1,020,000	132	2,028	10,140
		70,000	6	720,000	108	1,989	8,526
			12	1,140,000	132	2,366	10,140
		80,000	6	780,000	108	2,273	8,526
			12	1,260,000	144	2,921	10,956
		90,000	6	840,000	120	2,814	9,381
			12	1,380,000	144	3,286	10,956
		100,000	6	900,000	132	3,406	10,218
			12	1,500,000	156	3,919	11,757
		110,000	6	960,000	120	3,438	9,378
			12	1,620,000	156	4,310	11,757
120,000	6	1,020,000	132	4,087	10,218		
	12	1,740,000	156	4,702	11,757		
140,000	6	1,140,000	132	4,769	10,221		
	12	1,980,000	168	5,857	12,552		
160,000	6	1,260,000	144	5,891	11,046		
	12	2,220,000	168	6,696	12,555		

(注1) 第二種奨学金の貸与利率は、年0.369%、医・歯・薬・獣医学課程の増額貸与分の貸与利率及び留学時特別増額貸与分の貸与利率は、年0.569%で計算しています。

(注2) 貸与月額14万円及び16万円は、国内私立大学の医・歯・薬・獣医学課程に在籍している者で、貸与月額12万円に2万円（薬・獣医学課程）又は4万円（医・歯学課程）の増額貸与を希望する場合に限りです。

(注3) 保証料は貸与月額、貸与期間(月)、貸与利率、返還期間等により異なります。

(注4) 保証料は原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。

資料4 やっかん 保証委託約款

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利子及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。（奨学金貸与契約の遵守）

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。（代位弁済後の完済等の情報の提供）

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本約款は2022年12月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

第3部

申込手続きと提出書類

1 申込期限の確認

国内在籍学校に、書類の提出期限とスカラネットによる申込期限を確認してください。
申込みは留学開始月によって、年3回に分けて募集します（申込回と留学開始月の対応については、3ページで確認してください）。留学開始月はプログラム又は授業の開始月です。渡航日や学籍上の身分が留学に切り替わる月ではありません。事前にプログラム又は授業開始月を確認し、該当の回に申し込んでください。

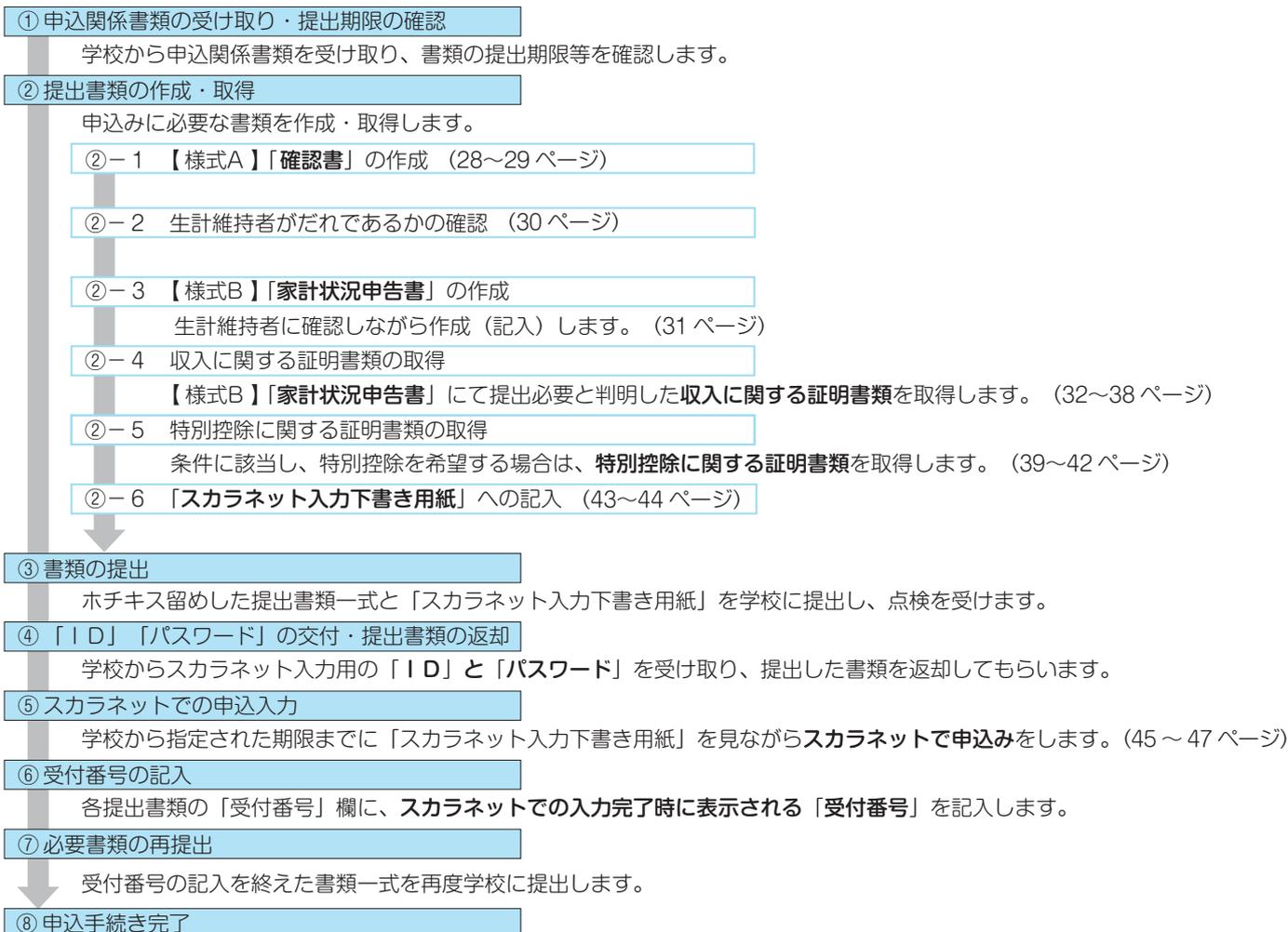
2 選択・選任事項

事項	選択肢等
① 貸与月額	希望する月額を選択します。
② 留学時特別増額貸与奨学金	希望の有無、金額を選択します。
③ 利率の算定方式	「利率固定方式」「利率見直し方式」のいずれか1つを選択します。
④ 奨学金振込口座	あなた名義の奨学金振込口座を指定します。
⑤ 保証制度の選択	「機関保証」「人的保証」のいずれか1つを選択します。
機関保証の場合	⑥ 本人以外の連絡先 あなたが留学中でも連絡を取ることができる国内連絡先となる人を選任します。
人的保証の場合	⑦ 連帯保証人 原則として、父又は母を選任します。
	⑧ 保証人 原則として、父母以外の4親等以内の親族で、65歳未満の人を選任します。また、連帯保証人及び本人と別生計である必要があります。

 上記①～⑧については、「留学届」提出時に改めて選び直すことができます。

3 申込手続きの流れ

予約採用の申込手続きの流れは次のとおりです。



4 必要書類

申込みにおいて必要となる書類は次のとおりです。様式は本冊子の巻末にありますので、切り取って使用してください。
なお、各様式の「受付番号」欄は、スカラネットでの申込入力が完了した後に記入します。

1. 【様式A】「確認書」

申込みにあたって必要事項を確認し、機構の諸規程に従うこと等を確認する書類です。
申込者は全員提出が必要です。（28～29ページ）

2. 【様式B】「家計状況申告書」

家計の状況を申告するとともに、それぞれの生計維持者の提出が必要な書類を確認する書類です。
申込者は全員提出が必要です。（30～31ページ）

3. 収入に関する証明書類

生計維持者の状況に応じた収入等に関する証明書類です。【様式B】「家計状況申告書」にチェックすることにより、どのような書類を提出すればよいか分かります。

申込者は全員提出が必要です。（32～38ページ）

4. 特別控除に関する証明書類

機構が定める特別な事情にあてはまる人で、「特別控除」の申請を希望する人が提出する証明書類等です。
特別な事情がある世帯の場合、生計維持者の収入額から「特別控除」の額を控除した（差し引いた）金額で、家計の基準にあてはまるかどうかの審査を受けることができます。（39～42ページ）

5. 在留資格・在留期限に関する証明書類

外国籍の人（日本国籍でない人）で、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかに該当する場合は、在留資格・在留期限が確認できる書類の提出が必要です。

「住民票の写し」又は「在留カード」（もしくは、「特別永住者証明書」）のコピー等、在留資格・在留期限が明記された証明書類を提出してください。



- ・上記以外の在留資格の人は、申込みできません。
- ・在留期限が留学予定日以前の人でも申込みはできます（ただし、留学後等に、再度在留期限の確認が必要となります）。なお、法定特別永住者及び永住者の場合は、証明書類に在留期限の記載は不要です。

5 【様式A】「確認書」の作成・記入例

1 確認書とは

「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」（以下、「確認書」という）とは、奨学金を申し込むにあたり、奨学金の制度・手続き等に関する機構の定めに従うことについて確認、同意したことを確約する、重要な書類です。

確認書に記載の「個人情報同意条項」の内容は、16ページにも記載していますので、よく読んで理解したうえで記入してください。

特に、**貸与奨学金は、返還する必要がある**ことを改めて認識したうえで記入してください。

2 記入・署名が必要な人



あなた（申込者本人）の記入・署名が必要です。

3 作成上の注意点

次の注意点をよく読んで、次ページの記入例を参考に作成してください。

- ①「確認書」をコピーして使用する場合は、**両面コピー**したものを使用してください。
- ②黒又は青の、**消せないボールペン**で記入してください。
- ③**申込者本人が自分で記入・署名**してください。
- ④**住所は省略せずに**記入してください（住民票に関わらず、現在住んでいる住所を記入してください）。
- ⑤署名は、**住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧に**行ってください。
- ⑥記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で消し、近くの余白に正しく書き直してください。

4 提出前の注意点

学校へ提出する前に、必ず「確認書」（両面）のコピーを取り、「本人控」として、返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

記入例

【様式A】確認書

第二種奨学金（短期留学）確認書兼個人情報取扱に関する同意書
 （留学時特別増額貸与奨学金を含む）

住所は、国内の現住所を記入してください。

◆本人署名欄◆

本人	留学予定学校名				留学形態（いずれかに○）		
	日本語表記	エービーシー大学			○派遣留学（交換留学） ・ 認定留学		
	英語表記	A B C University			現住所	〒 162 - 0845	
	国・地域名	アメリカ				東京都新宿区市谷本村町10-7	
	フリガナ	ショウガク マナブ					
	氏名	漢字	奨学まなぶ <small>（自署）</small>			電話番号 （自宅・携帯）	03（ 0000 ）0000
	生年月日	<small>（西暦）</small> 2003年 4月 25日	性別 <small>（任意）</small>	♀ ・ 女			
	国内在籍学校名				外国籍の方は 在留資格		
日本学生支援大学				●			

日本国籍の人は記入不要です。

6 生計維持者の確認

生計維持者とは、原則あなたの父母です（父母ともいる場合は2人ともが生計維持者です。無職・無収入の場合でも生計維持者となります）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父又は祖母等の1人）が生計維持者となります。

下表を参考に、生計維持者となる人を確認してください。より詳しい情報については、右のQRコードからJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」を参照してください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※無職・無収入の場合でも生計維持者となります。
3	あなたが結婚しており、配偶者の扶養控除対象	父母（2名） ※ただし、父母から学費・生活費の支援を一切受けず、配偶者が学費・生活費を負担している場合は、配偶者（1名）。
4	あなたが結婚しており、夫婦間で扶養関係なし	父母（2名） ※ただし、父母から学費・生活費の支援を一切受けず、本人が学費・生活費を負担している場合は、本人（1名）。

II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
2	あなたが成年で、父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）

III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。

IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明等		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない、行方不明・DV加害者等で連絡が困難等	左記に該当しない父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。
3	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（主に生計を維持している1名） ※祖父母2名と生活している場合であってもどちらか1名となります。
4	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる1名となります。

V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となった時点で児童養護施設等（※）に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名） （※）児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親
2	あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している	



生計維持者が1名（独立生計者を含む）である場合、必要に応じて、その事実関係が確認できる証明書類の提出を求める場合があります。

D-あなたの履歴情報（貸与・給付が終了している奨学金）

1. あなたはこれまでに日本学生支援機構あるいは日本育英会の奨学金の貸与・給付を受けたことがありますか。 はい いいえ
- 「はい」と答えた人はその時の奨学生番号を記入してください。
- ※貸与・給付を受けた奨学金が複数ある場合は、「追加」ボタンを押して、すべての奨学生番号を記入してください。
- ※奨学生番号の記入を取り消す場合は、「削除」ボタンを押してください。

半角数字

奨学生番号 1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="button" value="削除"/>	<input type="button" value="追加"/>
奨学生番号 2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="button" value="削除"/>	<input type="button" value="追加"/>
奨学生番号 3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="button" value="削除"/>	<input type="button" value="追加"/>

【同一の学校区分で2回以上、第二種奨学金の貸与を受けている場合】

- ※第二種奨学金の貸与について確認してください。
- あなたは、これまでに同一の学校区分で2回以上、第二種奨学金の貸与を受けています。日本学生支援機構の規程により、これ以上第二種奨学金を申し込むことができない場合や借りられる期間が制限される場合があります。
- 確認しました

D-あなたの履歴情報（貸与・給付が終了している奨学金）:

1. 「はい」と答えた人は必ず奨学生番号を入力してください。
- 高校在学中に、都道府県等から奨学金を受けていた人は、「いいえ」を選んでください。

※同一の学校区分で2回以上第二種奨学金の貸与を受けている人に表示されます。

E-奨学金申込情報

1. あなたの希望する奨学金を1つ選択してください。
- (1) 第二種奨学金（短期留学）のみ希望します。
- (2) 第二種奨学金（短期留学）と留学時特別増額貸与奨学金を希望します。
- (3) 留学時特別増額貸与奨学金のみ希望します。
- (注) 平成18年度以降に採用された第一種奨学金を貸与中の人のみ選択することができます。
2. 第二種奨学金（短期留学）を希望する人は次のことに答えてください。
- (1) あなたの希望する月額を1つ選択してください。
- 万円
- (2) あなたは国内の私立大学の医学・歯学・薬学・獣医学課程に在学していますか。 はい いいえ
- (3) 「はい」と答えた人でかつ12万円の月額を選択した人のみ増額月額を希望することができます。
- あなたは増額月額を希望しますか。
- (医・歯は4万円増、薬・獣医は2万円増) (3) 4万円 2万円 希望しない
3. 留学時特別増額貸与奨学金を希望する人は次のことに答えてください。
- (1) あなたの希望する金額を1つ選択してください。
- (1) 10万円 20万円 30万円 40万円 50万円
4. 利率の算定方法について次のことに答えてください。
- (1) あなたの希望する利率の算定方法を選択してください。(1) 利率固定方式 利率見直し方式

E-奨学金申込情報

留学時特別増額貸与奨学金を後から申し込むことはできません（後で辞退することは可能です）。

なお、申込みの際は必ず「貸与奨学金案内」8、18ページを読み、制度の内容を確認してください。

※この箇所では留学時特別増額貸与奨学金を希望しても必ず貸与を受けられるとは限りません。

- 2.(2) (3) 専修学校の場合は、表示されません。

F-あなたの短期留学（予定）先情報・在学情報

1. 短期留学（予定）先情報
- (1) あなたは短期留学を希望していますね。 (1) はい いいえ
- (2) 留学（予定）先の国名について選択してください。
- (a) 留学（予定）先の国名の地域を選択してください。 (2) (a)
- (b) 留学（予定）先の国名を選択してください。 (b)
- (3) あなたの留学開始予定年月を記入してください。
- (3) 西暦（4桁） 年 月 留学開始予定
半角数字
- (4) あなたの留学終了予定年月を記入してください。
- (4) 西暦（4桁） 年 月 留学終了予定
半角数字
- (5) あなたの短期留学（予定）先の修業年限を記入してください。 (5) 年 か月
半角数字
- (6) あなたの短期留学（予定）先の学校名を全角カナで記入してください。（全角30文字以内）
- (7) あなたの短期留学（予定）先の学校名を半角英数で記入してください。（半角英数60文字以内）

F-あなたの短期留学（予定）先情報・在学情報:

- 1.(4) 留学が13か月以上の場合、(3)から数えて12か月となる年月を記入してください。
- ※ダブルディグリー・プログラムの場合は24か月まで貸与可能です。
- 1.(5) (3) (4) で入力した年月から修業年限を計算して記入してください。月単位で数えてください。
- (例) 2023年9月～2024年7月
→ 0年11か月
- 1.(6) (7) ダイガク、Universityまで省略せずに記入してください。

2. 国内の在籍中の学校情報

- (1) 国内の学校名を確認してください。 (1) ×××××
- (2) 国内の学籍（学生証）番号を記入してください。 (2) 半角英数字記号
- (3) 国内で在学している学部（科）名を選択してください。 (3) ▼
- (注) 短期大学・専修学校に在学している方は学校の指示にしたがって選択してください。
- (4) 国内で専攻科又は別科に在学していますか。 (4) はい いいえ
- (5) 国内の学年を記入してください。 (5) 学年 半角数字
- (6) 国内の昼夜課程を選択してください。 (6) 昼 夜 昼夜開講 通年スクーリング 昼間スクーリング

G-保証制度

1. あなたが希望する保証制度を選択してください。

- (1) 機関保証
※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。
 制度の内容について承知し、機関保証を選択します。
- (2) 人的保証
※人的保証制度は、選任する連帯保証人や保証人に事前に了解をとっておく必要があります。
 制度の内容について承知し、人的保証を選択します。

H-あなたの返還誓約書情報

1. あなた自身について入力してください。

- (1) あなたのお名前は ×× ×× さんですね。
- (2) あなたの性別を選択してください。（任意） (2) ▼
- (3) あなたの生年月日は ×× 年 ×× 月 ×× 日ですね。 (3) 成年判定
- (4) あなたの住民票に記載されている住所を記入してください。 (4) (郵便番号) - 半角数字
- 住所1（自動入力）
- 住所2（番地以降） 全角文字
- (5) あなたの電話番号を記入してください。 (5) - - 半角数字
※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。
- 携帯電話の電話番号を記入してください。 (携帯) - - 半角数字

G-保証制度：

「貸与奨学金案内」9～10ページを確認し、選択してください。

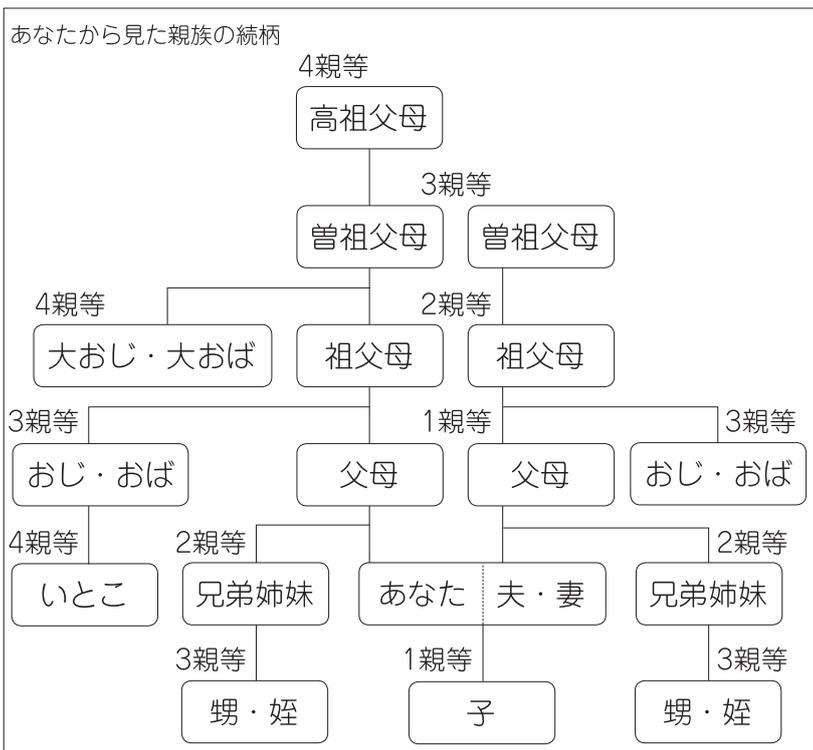
H-あなたの返還誓約書情報：

1.(4)「住民票」で登録している住所を事前に確認してください。
住所の郵便番号を事前に確認してください。郵便番号入力後、必ず住所検索ボタンを押してください。入力した郵便番号に該当する住所が「住所1」に表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所1」に表示された住所以降を「住所2」に入力してください。

住所の入力例
(郵便番号)
 - ←押下
住所1（自動入力）
●東京都新宿区市谷本村町1丁目
↑
注意！ 表示された住所一覧の中から、正しい住所を選択してください。
住所2（番地以降）

↑
注意！
※番地以降を必ず入力してください。入力漏れがあると次の画面に進めません。

参照続柄



2. 本人以外の連絡先について

あなたは保証制度画面で「機関保証」を選択しています。

あなた以外の連絡先について入力してください。

(1) その氏名

	姓	名
(1) 漢字(全角漢字)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
カナ(全角カナ)	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(2) その生年月日

(2) (和暦) 年 月 日生
半角数字

(3) あなたとの続柄

(3) ▼

(4) その住所

(4) (郵便番号) -
半角数字

住所 1 (自動入力)

住所 2 (地番以降)

全角文字

(5) その電話番号

(5) - -

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

半角数字

その携帯電話の電話番号

(携帯) - -

半角数字

3. 親権者（未成年後見人）について

あなたは誓約日（令和 × × 年 × 月 × 日）時点で成年に達していません。未成年の場合、親権者（未成年後見人）情報を入力してください。 ※親権者とは原則父母です。

(1) 親権者（未成年後見人）1 について

- ・連帯保証人と親権者（未成年後見人）1 が同一である必要があります。
- ・親権者（未成年後見人）1 には、連帯保証人欄の入力内容が自動で登録されます。

(a) その氏名

	姓	名
(a) 漢字(全角漢字)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
カナ(全角カナ)	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(b) あなたとの関係

(b) ▼

未成年後見人の場合は、その続柄

▼

(c) その住所

(c) (郵便番号) -
半角数字

住所 1 (自動入力)

住所 2 (地番以降)

全角文字

(d) その電話番号

(d) - -

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

半角数字

その携帯電話の電話番号

(携帯) - -

半角数字

(2) 親権者 2 について入力してください。親権者が 1 名の場合は (3) に進んでください。

(a) その氏名

	姓	名
(a) 漢字(全角漢字)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
カナ(全角カナ)	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(b) あなたとの続柄

(b) ▼

(c) その住所

(c) (郵便番号) -
半角数字

住所 1 (自動入力)

住所 2 (地番以降)

全角文字

(d) その電話番号

(d) - -

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

半角数字

その携帯電話の電話番号

(携帯) - -

半角数字

(3) 親権者（未成年後見人）は 1 名のみで間違いありませんか。

(3) はい いいえ

※親権者とは原則父母です。

3.

未成年と判定された場合表示されます。

あなたが成年にも関わらず 3. が表示される場合や未成年にも関わらず 3. が表示されない場合



「Bー誓約欄」で生年月日の入力の間違っている可能性があります。この場合、申込情報一覧画面で内容を確認し、入力内容を修正してください。

（入力内容の修正方法については、「貸与奨学金案内」47ページ⑦を参照）

※親権者とは、民法に定められた親権者のことで、あなたが未成年の場合は、原則父母のことで。未成年後見人とは、親権者がいないとき、または親権を行う者が管理権を有しないときに、法定代理人となる人のことです。

1- あなたの家族情報

1. 家族住所

- (1) 家族住所とあなたの住所は同じですか。 (1) はい いいえ
 (2) 家族住所の電話番号を記入してください。 (2) - - 半角数字

2. あなたの家族の人数

- (1) 家族全員（あなたを含む）の人数を記入してください。 (1) 人 半角数字
 (2) 家族のうち就学者（あなたを含む）と就学前の弟妹の人数を合わせて記入してください。 (2) 人 半角数字

3. あなたと同一生計の家族（就学者及び、就学前の弟妹を除く）について記入してください。

- (1) 生計維持者①（父母のいずれか、父母がいない場合は代わって生計を維持する人）
 (a) あなたとの続柄 (a) ▼
 (b) その氏名 姓 名
 (b) 漢字(全角漢字)
 カナ(全角カナ)
 (c) その生年月日 (c) (和暦) ▼ 年 月 日生 半角数字

- (d) 職業（該当する項目をすべて選択してください。）
 (d) 給与所得 商・工業、個人経営 農・林・水産業 自由業 その他 無職
 (e) 昨年1年間の所得金額（複数の収入がある場合は1）、2）別に）を記入してください。
 1) 給与所得の場合 1) 源泉徴収票等における支払金額 万円 半角数字
 2) 給与所得以外の場合 2) 確定申告の控における収入・売上金額 万円 半角数字
 所得金額 万円 半角数字

(2) 生計維持者②（父、母など）

- (a) あなたとの続柄 (a) ▼
 (b) その氏名 姓 名
 (b) 漢字(全角漢字)
 カナ(全角カナ)
 (c) その生年月日 (c) (和暦) ▼ 年 月 日生 半角数字

- (d) 職業（該当する項目をすべて選択してください。）
 (d) 給与所得 商・工業、個人経営 農・林・水産業 自由業 その他 無職
 (e) 昨年1年間の所得金額（複数の収入がある場合は、1）、2）別に）を記入してください。
 1) 給与所得の場合 1) 源泉徴収票等における支払金額 万円 半角数字
 2) 給与所得以外の場合 2) 確定申告の控における収入・売上金額 万円 半角数字
 所得金額 万円 半角数字

(3) 就学者および就学前の弟妹を除く家族（前記（1）（2）の家族を除く）を記入してください。

続柄	姓 全角漢字	名 全角漢字	年齢 半角数字
<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

4. あなたの他に就学者および就学前の弟妹がいる場合は、全員記入してください。

続柄	姓 全角漢字	名 全角漢字	学校設置者 (国・公立)	在学している学校 (大学・高校等)	通学別 (自宅・自宅外)
<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/> ▼
<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/> ▼
<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/> ▼
<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/> ▼
<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> ▼	<input type="text"/>	<input type="text"/> ▼

1- あなたの家族情報：

2. (1)：家族全員の人数は、同居・別居を問わずあなた（申込者本人）と生計が同じ人すべてを指します。別居・独立している兄弟姉妹や、同一生計でない別居の祖父母等は人数に含めません。
 2. (2) 及び 4：「就学者」に該当するのは、次の学校に在学している人です。

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）、短期大学、大学、大学院、幼稚園・保育園に通う兄弟姉妹

※注意！ 次の学校に在学している人は、2. (2) には含めません。また、4 にも記入しません。

×科目履修生、×聴講生、×研究生、×専修学校の一般課程、×各種学校（予備校、職業訓練校等）

3. (1)及び(2)：
 父又は母は無収入であっても生計維持者になります。
父又は母の情報は必ず 3 (1) 又は 3 (2) に記入してください。
 (d) 職業は該当すると思われる項目を選択してください。
 (e) 1年間の所得金額は【様式B】「家計状況申告書」の記入内容に基づいて、「生計維持者①」と「生計維持者②」（原則として父母）の収入情報を記入してください。

3. (3) には、申込者本人・父母（生計維持者）・就学者は記入しないでください。

この欄に記入するのは、同一生計で、科目履修生、聴講生、研究生、専修学校の一般課程生、予備校生・職業訓練校生等の各種学校に通う兄弟姉妹等です。

4. 4の就学者には、申込者本人は含めません。

7 【様式B】「家計状況申告書」の作成・記入例

生計維持者がだれであるかを確認したうえで、その人に記入日現在の状況について確認しながら【様式B】「家計状況申告書」を作成してください。裏面の合計記入欄も忘れずに記入してください。

記入例

【様式B】家計状況申告書

受付番号 11000100-500-99999

氏名 奨学 まなぶ

1. 生計維持者について記入してください。

※ 生計維持者は原則、父母です（父母ともいる場合は2人とも）。無職・無収入の場合でも生計維持者となります。

生計維持者の続柄 ※いずれかに○		生計維持者の氏名	
A	父・母	カナ	シウガク マル
	その他 ()	漢字	奨学 優
B	父・母	カナ	シウガク カミ
	その他 ()	漢字	奨学 和実

2. 生計維持者A・Bの申込時点の収入・状況として「あてはまる、「あてはまらない」のどちらか」場合は該当する証明書を取得してください。証明書が取得できたら、証明書に記載の金額を記入し、計算が必要な場合は記載のとおりの欄に記入してください。

チェック漏れのないように気を付けてください。

表面

申込時点の収入・状況		あてはまる	あてはまらない	必要な証明書	証明書に記載の金額	計算	収入	所得
1. 給与を受けている	1-1. 2022年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態	1-1-1. 国内勤務	A <input checked="" type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	源泉徴収票のコピー ※「支払金額（控除前の金額）」を記入	年額 A 4,000,000 円 → 転記 B 円	A 4,000,000 円	/
		B <input type="checkbox"/>	B <input checked="" type="checkbox"/>	【様式C】「年取等の実績計算書」及び証明書類（給与明細、年金証書等）のコピー			年額 【様式C】「年取等の実績計算書」で計算した「収入金額」を転記	
	1-2. 2022年1月2日以降に就職・転職 ※現在複数の勤務先があり、1つでも2022年1月2日以降に就職・転職している場合、又は2022年中に	1-1-2. 海外勤務	A <input type="checkbox"/>		B <input checked="" type="checkbox"/>	【様式D】「給与明細計算書」及び直近3か月分の給与明細書のコピー ※現在勤務しているすべての勤務先分		
		A <input type="checkbox"/>	B <input checked="" type="checkbox"/>	B 918,516 円				

1-1-2. 1-2. 2-1-2. 2-2. にあてはまる場合は、まず【様式C】～【様式E】のうち、該当する様式にて年額を推算し、その金額を記入してください。

裏面

8. 児童手当	A <input checked="" type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	月額	A 10,000 円	×12	A 120,000 円	B 円
10. 「社会的養護を必要とする人」	A <input type="checkbox"/>	B <input checked="" type="checkbox"/>	施設在籍証明書のコピー又は、児童（里親）委託証明書のコピー			A 0 円	B 円

本紙の表面及び裏面に記入した「収入金額」の合計（①、③）、「所得金額」の合計（②、④）を記入 →
例）生計維持者Aの「1-1-1.給与収入」が4,000,000円、「8.公的手当（児童手当）」が120,000円の場合、①の収入金額合計は、4,120,000円となる。

「8.公的手当（児童手当等）」の合算漏れが多く見受けられますので、ご留意ください。

①生計維持者A 収入金額合計	②生計維持者A 所得金額合計
A 412 万円	A 0 万円
③生計維持者B 収入金額合計	④生計維持者B 所得金額合計
B 91 万円	B 0 万円

万円未満切捨て

①生計維持者 収入金額合計 (表面+裏面)	②生計維持者A 所得金額合計 (表面+裏面)
A 4,120,000 円	A 0 円
③生計維持者B 収入金額合計 (表面+裏面)	④生計維持者B 所得金額合計 (表面+裏面)
B 918,516 円	B 0 円

【収入金額①、③】
万円未満を切り捨てた「収入金額合計」を
スカラネットの「1」収入金額欄に入力

【所得金額②、④】
万円未満を切り捨てた「所得金額合計」を
スカラネットの「2」所得金額欄に入力

8 収入に関する証明書類の注意点

【様式B】「家計状況申告書」にチェックを入れることにより、提出すべき収入に関する証明書類がわかりますので、**生計維持者それぞれが、必要な書類を取得してください。**



- ① 提出された証明書類は返却できません。お手元に原本の保管が必要な証明書類については、必ずコピーを提出してください。ただし、下表にて【コピー不可】と記載のある証明書類については、コピーではなく、原本を提出してください。
- ② 複数の収入がある（チェックが複数入った）場合、それぞれ該当する証明書類をすべて提出してください。
- ③ 収入に関する証明書類はマイナンバーの記載のないものを取得したうえで提出してください。

申込時点の生計維持者の状況		証明書類	発行元	
1. 給与を受けている	1-1. 2022年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態	1-1-1. 国内勤務	「源泉徴収票」【コピー可】	勤務先等
		1-1-2. 海外勤務により2023年1月1日時点で日本国内に住民票（住民登録）がなかった	【様式C】「年収等の実績計算書」【コピー不可】及び証明書類（給与明細書、年金証書等）【コピー可】	勤務先
	1-2. 2022年1月2日以降に就職又は転職した ※ 2022年中に休職期間がある場合も該当	【様式D】「給与明細計算書」【コピー不可】及び給与明細書（直近3か月分）【コピー可】	勤務先	
2. 商店・農業等の自営業をしている	2-1. 2022年1月1日以前から同じ業務形態	2-1-1. 国内勤務	税務署の受付印のある「確定申告書（第一表・第二表）控」【コピー可】	税務署に申告したものの
		2-1-2. 海外勤務により2023年1月1日時点で日本国内に住民票（住民登録）がなかった	【様式C】「年収等の実績計算書」【コピー不可】及び証明書類（帳簿等）【コピー可】	
	2-2. 2022年1月2日以降に開業した ※ 2022年中に休業期間がある場合も該当	【様式E】「開業収入計算書（証明）」【コピー不可】及び帳簿（直近3か月分）【コピー可】		
3. 傷病手当金を受給中		傷病手当金通知書（直近1か月分）【コピー可】	全国健康保険協会等	
4. 失業手当（雇用保険基本手当の失業給付）を受給中		雇用保険受給資格者証【コピー可】	ハローワーク	
5. 年金を受給中		年金振込通知書、年金額改定通知書、年金証書【いずれもコピー可】	日本年金機構等	
6. 生活保護を受給中		生活保護決定（変更）通知書（直近1か月分）【コピー可】	福祉事務所	
7. 生計維持者が受けている祖父母等からの援助金や、離婚後の養育費等		【様式F】「援助・養育費の申告書」【コピー不可】又は公正証書・調停調書等【コピー可】	被援助者が作成 公証役場・家庭裁判所	
8. 公的手当（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当等）を受給中		申込時点での受給額が記載された通知書等【コピー可】	市区町村役場	
9. 無収入 (1. ~ 8. の収入が無い)	9-1. 2021年1月1日以前から無収入	「所得証明書」又は「非課税証明書」【コピー可】	市区町村役場	
	9-2. 2021年1月2日以降に退職・休職（廃業・休業）により無収入となった	離職票【コピー可】 退職証明書【コピー不可】 廃業届受理証明【コピー可】 破産手続開始決定通知【コピー可】 ※ やむを得ない事情により証明書類が提出できない場合は【様式G】「退職・休職（廃業・休業）に係る事情書」を提出	ハローワーク 退職した勤務先 市区町村役場 裁判所	
10. 社会的養護を必要とする人		施設在籍証明書【コピー可】 児童（里親）委託証明書【コピー可】	在籍する施設 児童相談所	

8 収入に関する証明書類の注意点

1-1-1. 「源泉徴収票」 (給与収入金額)

- ①2022年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態の人が提出します。2022年分の「源泉徴収票」を提出してください。ただし、第1回申込者で2022年分の「源泉徴収票」が交付されていない場合は、2021年分を提出してください。
- ②複数の事業所から給与を得ていて確定申告をした場合は、「源泉徴収票」の代わりとして、税務署の受付印のある「確定申告書(第一表・第二表)控」あるいは受付印のある「市民税・県民税申告書(控)」(コピー可)を提出してください。
- ③「所得証明書」、「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、「納税証明書」、「報酬・料金・契約金及び賞金の支払い調書」は、証明書類として認められません。

1-1-2. 【様式C】「年収等の実績計算書」及び証明書類(給与明細書、年金証書等)

- ①海外勤務により2023年1月1日時点で日本国内に住民票(住民登録)がなく、「源泉徴収票」を提出できない人が、2022年の年収等の実績を申告する場合に提出します。ただし、第1回申込者で、2022年分(2022年1月～12月分)の証明書類が揃っていない場合は、【様式C】の代わりに、【様式D】「給与明細計算書」及び給与明細書(直近3か月分)を提出し、2022年の収入見込額を申告してください(後記1-2.参照)。
- ②給与明細書(コピー可)を提出する場合は、2022年1月～12月の間で、収入があった月の分をすべて提出してください。
- ③給与明細書が日本語以外の言語、日本円以外の通貨単位で作成されている場合、簡単な日本語訳と、申込時点の為替レートによる円換算の計算式を記入してください。

1-2. 【様式D】「給与明細計算書」及び給与明細書(直近3か月分)

- ①2022年1月2日以降に就職又は転職した人、又は2022年中に休職期間がある人が提出します。
- ②給与明細書(コピー可)を提出する場合は、2022年1月～12月の1年分ではなく、直近3か月分が必要です(勤務実績が3か月に満たない場合は、勤務を始めた月以降の分で構いません)。
- ③給与明細書が日本語以外の言語、日本円以外の通貨単位で作成されている場合、簡単な日本語訳と、申込時点の為替レートによる円換算の計算式を記入してください。

2-1-1. 「確定申告書(第一表・第二表)控」(所得の内訳に該当する金額)

- ①税務署に2023年2月～3月に申告したものを提出してください。ただし、第1回に申し込む人は、2022年2月～3月に申告したものを提出してください。
- ②「市民税・県民税申告書(控)」は、「確定申告書」と同等の効力を持ちます。「所得証明書」、「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、「納税証明書」、「報酬・料金・契約金及び賞金の支払い調書」は、証明書類として認められません。また、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要のある所得ですので、税務署で手続きを行った後「確定申告書」を提出してください。
- ③確定申告を電子申告(e-Tax)により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表・第二表を添付してください。
- ④「確定申告書」に税務署の受付印がない場合は、「確定申告書」に、市区町村発行の「所得証明書」又は「課税証明書」、税務署発行の「納税証明書(その2)」のいずれかを添付し、2点を提出してください。

2-1-2. 【様式 C】「年収等の実績計算書」及び証明書類（帳簿等）

- ① 海外勤務により 2023 年 1 月 1 日時点で日本国内に住民票（住民登録）がなく、「確定申告書」を提出できない人が、2022 年の年収等の実績を申告する場合に提出します。ただし、第 1 回申込者で、2022 年分（2022 年 1 月～12 月分）の証明書類が揃っていない場合は、【様式 C】の代わりに、【様式 E】「開業収入計算書（証明）」及び帳簿（直近 3 か月分）を提出し、2022 年の所得見込額を申告してください（後記 2-2. 参照）。
- ② 帳簿等（コピー可）を提出する場合は、2022 年 1 月～12 月の間で、所得（所得＝売上－経費）があった月の分をすべて提出してください。
- ③ 帳簿等が日本語以外の言語、日本円以外の通貨単位で作成されている場合、簡単な日本語訳と、申込時点の為替レートによる円換算の計算式を記入してください。

2-2. 【様式 E】「開業収入計算書（証明）」及び帳簿（直近 3 か月分）

- ① 2022 年 1 月 2 日以降に開業した人、又は 2022 年中に休業期間がある人が提出します。
- ② 帳簿（コピー可）を提出する場合は、直近 3 か月分が必要です（営業実績が 3 か月に満たない場合は、営業を始めた月以降の分で構いません）。
※ 帳簿の各月の売上金額（合計）、経費（合計）に○をつけ、その金額を【様式 E】「開業収入計算書（証明）」に記入してください。

3. 傷病手当金通知書

- ① 傷病手当金を受給している人が提出（コピー可）します。
- ② 直近 1 か月分が必要です。

4. 雇用保険受給資格者証

- ① 失業し、失業手当（雇用保険基本手当の失業給付）を受給している人が提出（コピー可）します。

5. 年金振込通知書等

- ① 年金（老齢年金等課税される年金、遺族年金等非課税の年金のどちらも含む）を受給している人が提出（コピー可）します。
- ② 年金振込通知書・年金額改定通知書、年金証書を提出してください。

6. 生活保護決定通知書等

- ① 生活保護を受給している人が提出（コピー可）します。
- ② 直近の受給額がわかる「生活保護決定（変更）通知書」等を提出してください。
- ③ 「生活保護決定（変更）通知書」等の宛名になっていない人は、他に収入が一切なければ、自分の氏名が記載された「生活保護受給証明書」を提出してください。
（例）父：「生活保護決定（変更）通知書」（父宛の通知） 母：「生活保護受給証明書」（母の氏名が記載）
- ④ 生活保護以外に収入がある場合はその収入に対応する証明書類も必要ですが、「生活保護決定（変更）通知書」等に「最低生活費」（又は「保護基準額」）が記載されている場合は、生活保護以外の収入に対応する証明書類は提出不要です。

7. 祖父母等からの援助金や離婚後の養育費の証明書

- ①生計維持者が祖父母等から金銭的な援助を受けている場合や、離婚後の養育費を受けている場合に提出します。
- ②【様式 F】「援助・養育費の申告書」を、援助を受けている生計維持者が作成（コピー不可）してください。
- ③離婚後の養育費等については、養育費等の額が記載されている公正証書（公証役場発行）や調停調書（家庭裁判所発行）のコピーでも構いません。
- ④必要に応じて年額を推算して、【様式 B】「家計状況申告書」に記入してください。

8. 公的手当の通知書等

- ①公的手当（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等）を受給している人が提出（コピー可）します。
- ②公務員等、勤務先から児童手当を受給している場合は、支給があった直近の給与明細書又は勤務先発行の証明書（任意様式）を提出してください。
- ③通知を紛失した場合は、通帳のコピー（口座名義人氏名が記載された箇所・手当の直近の振込の箇所）を提出してください。

9-1. 「所得証明書」（所得金額「0円」）

- ①2021年1月1日以前から無収入の人が提出します。必ず「令和4年度（2021年分）」の所得証明書を取得してください。第3回に申し込む場合は、2022年1月1日以前から無収入の場合において、「令和5年度（2022年分）」の所得証明書を取得してください。
- ②「所得証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。
例）「課税証明書」「非課税証明書」「住民税証明書」「課税台帳記載事項証明書」
- ③「所得金額」欄に「0円」と記載された所得証明書を取得してください（申告が必要となる場合がありますので、市区町村役場の窓口でご確認ください）。
※所得金額の記載がない「非課税証明書」や、所得金額欄が空欄、「***」「- - -」と記載された「所得証明書」は、一律「給与収入103万円」として扱います。

9-2. 退職・休職（廃業・休業）の証明書

- ①2021年1月2日以降（第3回に申し込む場合は、2022年1月2日以降）に退職・休職（廃業・休業）して現在無収入である（親族等からの援助を含め、一切収入がない）人が提出します。
- ②やむを得ない事情により証明書を取得できない場合は、【様式 G】「退職・休職（廃業・休業）に係る事情書」に署名のうえ提出してください。

10. 社会的養護を必要とする人の証明書

- ①18歳となる前日に社会的養護を必要とする人として施設等に在籍又は里親等に養育されていた人の場合、施設等に在籍していた人は施設在籍等証明書、里親等に養育されていた人は児童（里親）委託証明書、又は措置解除決定通知書を提出します（いずれもコピー可）。
- ②他の証明書類は提出不要です。

記入例

給与明細書を提出する場合は、この様式も併せて提出してください。準備した給与明細書をもとに、下表に計算式を記入します。

【様式D】給与明細計算書

※この計算書は、申込時点で次の状況に該当する生計維持者が使用します。

- 2022年1月2日以降に就職・転職した場合（国内・海外問わず）
- 2022年中に休職した場合
- 申込時点で複数の勤務先があり、1つでも上記にあてはまる場合

受付番号 1 1 0 0 0 1 0 0 - 5 0 0 - 9 9 9 9 9

申込者の氏名 奨学まなぶ

対象となる生計維持者の氏名 奨学優 続柄 父

申込時点で就業している事業所すべてについて記入します。

計算欄

賞与がある場合は（あり×15）の行を、賞与がない場合は（なし×12）の行を使用して計算します。

※申込時点からさかのぼって3か月分（就職してから3か月に満たない場合は就職した月から）の金額を記入してください。

	事業所名 就職年月	3か月分合計 (A)	(A) で合計 した月数	賞与	年額 (B) 1円未満は四捨五入
①	株式会社 ○○ (西暦) 2023年 3月	150,000円	÷ 1 か月分	(あり) × 15 (なし) × 12	2,250,000円
②	××株式会社 (西暦) 2022年 2月	70,000円	÷ 3 か月分	(あり) × 15 (なし) × 12	280,000円
③	(西暦) 年 月	円	÷ 月	(あり) × 15	円
④	(西暦) 年 月	円	÷ 月	(なし) × 12	円
⑤	(西暦) 年 月	円	÷ 月		円

3か月分（就職して3か月未満の場合は1～2か月分）の支給額の合計金額を記入します。

3か月分の明細書を提出する場合は「3」、1か月分しか明細書がない場合は「1」と記入します。

計算結果を記入します（1円未満は四捨五入）。

$$\begin{aligned} \text{① } & 150,000 \div 1 \times 15 = 2,250,000 \\ \text{② } & 70,000 \div 3 \times 12 = 280,000 \end{aligned}$$

年額 (B) の合計

① 2,250,000円 + ② 280,000円 + ③ _____円 + ④ _____円 + ⑤ _____円

事業所ごとに算出した年額を合計して記入します。
この合計金額を【様式B】「家計状況申告書」の「1-2」に転記します。

= 2,530,000円

9 特別控除の条件と必要書類

下記1.～5.の特別な事情がある世帯の場合、希望により、生計維持者の収入額から「特別控除」の額を控除（引き算）した金額で、家計の基準にあてはまるかどうかの審査を受けることができます。

1. 母子・父子世帯

【条件】

母子・父子世帯である場合、99万円を控除します。

【必要書類】

寡婦・夫・ひとり親の証明できる収入証明書又は住民票等の提出。また、学校で面談等により母子・父子世帯であることの確認を受けてください。

2. 障害のある方がいる世帯

【条件】

障害のある方（申込者本人を含む）がいる世帯である場合、障害のある方一人につき99万円を控除します。

【必要書類】

障害者手帳のコピー



条件に該当していても、特別控除を希望しない場合は、申告は不要です。

3. 生計維持者が単身赴任している世帯

【条件】

生計維持者が単身赴任により別居している（※1）場合、別居に係る支出額（※2）の年額を71万円を上限として控除します。

※1 条件にあてはまらないケース

- ① 家庭の事情や介護等の理由により自発的に別居している場合は条件にあてはまりません。
- ② 申込時点で単身赴任を終えている場合は条件にあてはまりません。

※2 対象となる費目

- ① 家賃、光熱水道費、家具・家事用品の実費が控除の対象となります。
- ② 職場等が負担している（補助を受けている）金額は控除の対象外ですが、一部の補助を受けている場合は、補助を受けている分を差し引いた残りの年額が控除の対象になります。
- ③ 上記①の費目以外は、控除の対象となりません（引越代、食費、帰省交通費、ガソリン代、駐車場代、電話代、NHK受信料、新聞代等）。

【必要書類】

- ① 【様式H】「単身赴任実費計算書」
- ② 控除の対象となる費目の領収書等（単身赴任により別居している者の氏名が記載されたもの）のコピー



- ・単身赴任となって1年に満たない場合は、単身赴任を始めた月以降の分で構いません。
- ・単身赴任により別居している者の氏名の記載がないレシートは認められません。
- ・家賃が給与から天引きされている場合は、天引きされている項目と金額が明記された給与明細を提出してください。
- ・「請求書」及び「支払ったことがわかる書類」で領収書の代用が可能です。例えば、公共料金の請求書又は契約書と、通帳のコピー又はクレジットカードの支払明細書等を提出してください（両方そろっている必要があります）。
- ・【様式H】「単身赴任実費計算書」・領収書等の必要書類の提出がなければ、控除の対象となりません。
- ・単身赴任中であっても特別控除を希望しない場合、申告は不要です。

4. 長期療養者がいる世帯

【条件】

6か月以上にわたり療養中又は療養を必要とする人（申込者本人を含む）がいる（※1）世帯である場合、療養のために必要な支出額（※2）の年額を控除します。

※1 条件にあてはまらないケース

- ①原則、通院は条件にあてはまりません。ただし、退院後に通院している人や、通院で持病の治療を受けている人で、6か月以上（入院期間を含めて）通院し、経常的に支出がある場合は条件にあてはまります。
- ②申込時点で療養を終えている場合は、条件にあてはまりません。

※2 対象となる費目

- ①次の費用が控除の対象となります。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師又は歯科医師による診療・治療費 ・ 病院、診療所の入院費用 ・ 治療又は療養のための医薬品費 ・ 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費 ・ 病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る） ・ 看護人に対して支払う費用（まかない費を含む）
--	---
- ② 健康保険等によって医療給付を受ける金額や、損害賠償等によって補てんされる金額は対象外です。
- ③ 上記①の費目以外は、控除の対象となりません（光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等）。

【必要書類】

- ①【様式1】「長期療養費計算書」
- ②直近6か月分の領収書等（長期療養を受けている者の氏名が記載されたもの）のコピー



- ・ 長期療養が見込まれるが、療養が6か月に満たない場合は、療養を始めた月以降の分で構いません。
- ・ 長期療養を受けている者の氏名の記載がないレシートは認められません。
- ・ 【様式1】「長期療養費計算書」、領収書等の必要書類の提出がなければ控除の対象となりません。
- ・ 療養中であっても特別控除を希望しない場合、申告は不要です。

5. 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯

【条件】

この1年間に火災・風水害又は盗難等の被害を受けたことにより長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減少となる（見込まれる）世帯である場合、支出の増加又は収入の減少となる額（※）の年額を控除します。

※ 対象となる費目

- ①それまでの家屋に居住できない場合の賃借料や生産手段（店舗や農地等）が使用不能となった場合の売り上げの減少等を指します。
- ②保険・損害賠償等によって補てんされた金額は対象外です。また、単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。

【必要書類】

- ①被害を受けたことの証明書（罹災証明書・盗難届の証明書（届出受理番号等）等）
- ②被害により生じた実費を証明する領収書のコピー



- ・ 支出の増加又は収入の減少の発生後1年に満たない場合は、発生した月以降の分で構いません。
- ・ 支払者の氏名の記載がないレシートは認められません。
- ・ 条件に該当しても特別控除を希望しない場合、申告は不要です。

記入例

【様式H】単身赴任実費計算書

受付番号 1 1 0 0 0 1 0 0 - 5 0 0 - 9 9 9 9 9

申込者の氏名 奨学まなぶ

対象者の氏名 奨学優 申込者との続柄 父

2022年10月から現在まで単身赴任しています。支出した費用は、以下のとおりです。

申込時点で単身赴任を終えている人は、控除の対象となりません。

紛失等により領収書を提出できない項目は、控除の対象となりません。

年月	家賃	電気	ガス	水道	費用項目名	家具 家事用品
2022年11月	35,000円	5,900円	円	円	家具費	6,800円
2022年12月	35,000円	5,800円	1,340円	円	電化製品費	15,600円
2023年1月	35,000円	5,100円	1,550円	円	費	円
計	105,000円	16,800円	2,890円	円	費	円
年間(推定)額	420,000円	67,200円	17,340円	円		22,400円

年間(推定)額の合計
[単身赴任実費控除額] 53万円

← 各項目を合計後に万円未満を切り上げて記入してください。
(例) 86,015円 → 9万円

紛失等により領収書を提出できない月がある場合は、提出可能な月数から1か月の平均額を計算して、年額を算出します。
 $2,890 \div 2 \times 12 = 17,340$ 円

家具・家事用品等の項目は、単身赴任するにあたり購入したものの実費が対象となります。
※支払者の氏名が記載された領収書の提出が必要です。

家賃、電気、ガス代等、複数の支出がある場合は、各項目の年額を合算した後、1万円未満を切り上げた金額を記入します。

$$420,000 + 67,200 + 17,340 + 22,400 = 526,940 \Rightarrow 53 \text{万円 (1万円未満切り上げ)}$$

記入例

【様式1】長期療養費計算書

受付番号 - -

申込者の氏名

申込時点で長期療養を終えている人は、控除の対象となりません。

対象者の氏名

申込者との続柄

(西暦) 年 月 から現在まで長期的に療養しています。支出した費用は、以下のとおりです。

通院・継続的な入院

年 月	医療機関(病院、介護施設)等の保険分一部負担額	薬局の調剤費	その他
(西暦) 2022年 8月	8,000円	1,200円	円
2022年 9月	7,300円	1,200円	各月の月額を合算します。 $1,200 + 1,200 + 750 + 1,360 + 0 + 0 = 4,510$
2022年 10月	8,500円	750円	
	各月の月額を合算します。 $8,000 + 7,300 + 8,500 + 8,100 + 0 + 9,200 = 41,100$	8,100円	1,360円
	0円	0円	円
2023年 1月	9,200円	0円	合算した金額から1か月の平均額を計算して、年額を算出します。 $4,510 \div 6 \times 12 = 9,019$
計	(A) 41,100円	(B) 4,510円	
年間(推定)額	(D) [(A) \div 6 \times 12] 82,200円	(E) [(B) \div 6 \times 12] 9,019円	(F)

単発の入院

年 月	医療機関(病院、介護施設)等の保険分一部負担額
(西暦) 年 月	円
年 月	円
年 月	円
合計額	(G)

合算した金額から1か月の平均額を計算して、年額を算出します。
 $41,100 \div 6 \times 12 = 82,200$

医療費と調剤費等、複数の支出がある場合は、各項目の年額を合算した後、還付金額を引きます。
 $(82,200 + 9,019) - 30,000 = 61,219 \rightarrow 7$ 万円
年間(推定)金額の合計欄には、1万円未満を切り上げた金額を記入します。

医療費の還付金額 (H) 円

← 高額医療費、個人医療保険等の還付金がある場合に記入してください。 ※還付金についての証明書類は提出不要。

合計
[(D) + (E) + (F) + (G) - (H)] 万円

← 1万円未満を切り上げて記入してください。

(例) 86,015円 \rightarrow 9万円

10 「スカラネット入力下書き用紙」記入上の注意点

予約採用の申込みは、インターネット（「スカラネット」と呼んでいます）を通じて行います。スカラネットの入力に際しては、1画面あたり30分の入力許容時間があるため、あらかじめ必要事項を「スカラネット入力下書き用紙」に記入してから入力作業を行ってください。ここでは、誤記入（誤入力）の多い項目について、記入（入力）の仕方を確認します。

例【同一生計の家族（6人）】

奨学 優（続柄：父、会社員）・・・生計維持者A
 奨学 和実（続柄：母、無職・無収入）・・・生計維持者B
 奨学 大（続柄：兄、大学生）
 奨学 まなぶ（本人）
 奨学 花（続柄：妹、中学生）
 奨学 祖母子（続柄：祖母）

【生計維持者（A：父、B：母）の収入金額】

①生計維持者A 収入金額合計	②生計維持者A 所得金額合計	※【様式B】「家計状況申告書」より
A 412万円	A 0万円	
③生計維持者B 収入金額合計	④生計維持者B 所得金額合計	
B 0万円	B 0万円	

【生計維持者A（父）の収入金額】

申込時点の収入・状況			あてはまる	あてはまらない	必要な証明書	証明書に記載の金額	計算	収入	所得
1. 給与を受けている	1-1. 2022年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態	1-1-1. 国内勤務	A <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	源泉徴収票のコピー ※「支払金額（控除前の金額）」を記入	年額 A 4,000,000円	→ 転記	A 4,000,000円	/
8. 公的手当	児童手当		A <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申込時点で受給している金額が記載された通知書等のコピー（受給証明書のコピーも可）	月額 A 10,000円	×12	A 120,000円	/

【生計維持者B（母）の収入金額】

申込時点の収入・状況			あてはまる	あてはまらない	必要な証明書	証明書に記載の金額	計算	収入	所得
9. 無収入	9-1. 2021年1月1日以前から無収入		B <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所得証明書又は非課税証明書のコピー	年額	→	B 0円	/

記入例

※スカラネット入力下書き用紙（抜粋）

1- あなたの家族情報

2. あなたの家族の人数

(1) 家族全員（あなたを含む）の人数を記入してください。

6人

上記の同一生計の家族6人

(2) 家族のうち 就学者（あなたを含む）と 就学前の弟妹の人数を合わせて記入してください。

3人

まなぶ（本人）、大（大学生の兄）、花（中学生の妹）の3人

3. あなたと同一生計の家族（就学者及び、就学前の弟妹を除く）について記入してください。

(1) 生計維持者①（父母のいずれか、父母がいない場合は代わって生計を維持する人）

(a) あなたとの続柄

父

生計維持者A：父

(b) その氏名

姓 奨学 名 優

(d) 職業（該当する項目をすべて選択してください。）

給与所得 商・工業、個人経営 農・林・水産業 自由業 その他 無職

(e) 昨年1年間の所得全額（複数の収入がある場合は1）、2）別に）を記入してください。

1) 給与所得の場合

1) 源泉徴収票等における支払金額 412万円

2) 給与所得以外の場合

2) 確定申告の控における収入・売上金額 0万円

収入金額：
給与収入400万＋
児童手当12万＝412万円
所得金額（農業・不動産等）：
0円

10 「スカラネット入力下書き用紙」記入上の注意点

(2) 生計維持者②(父、母など)

- (a) あなたとの続柄
(b) その氏名

続柄	姓 漢字(全角漢字)	名
<input type="checkbox"/> 母	奨学	和実

(d) 職業 (該当する項目をすべて選択してください。)

- 給与所得 商・工業、個人経営 農・林・水産業 自由業 その他 無職

(e) 昨年1年間の所得金額 (複数の収入がある場合は、1)、2) 別に) を記入してください。

- 1) 給与所得の場合 1) 源泉徴収票等における支払金額 万円
2) 給与所得以外の場合 2) 確定申告の控における収入・売上金額 万円

生計維持者B: 母
※無職・無収入であっても、
父母ともにいる場合は2人ともが
生計維持者

0円でも記入(入力)が必要

(3) 就学者および就学前の弟妹を除く家族 (前記(1)(2)の家族を除く) を記入してください。

続柄	姓 全角漢字	名 全角漢字	年齢 半角数字
<input type="checkbox"/> 祖母	奨学	祖母子	72

本人、父母、就学者の兄弟姉妹以外に同一生計の家族がいる場合のみ記入(入力)してください。

4. あなたの他に就学者および就学前の弟妹がいる場合は、全員記入してください。

続柄	姓 全角漢字	名 全角漢字	学校設置者 (国公・私立)	在学している学校 (大学・高校等)	通学別 (自宅・自宅外)
<input type="checkbox"/> 兄	奨学	大	<input type="checkbox"/> 私立	大学 <input type="checkbox"/>	自宅外 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 妹	奨学	花	<input type="checkbox"/> 国公立	中学校 <input type="checkbox"/>	自宅 <input type="checkbox"/>

11 スカラネット入力による申込み

必要書類を学校に提出して正しくそろっていることが確認されると、スカラネット入力に必要な「ユーザID」と「パスワード」が交付されます。学校が定める期限までにスカラネット入力による申込みを行ってください。

1 文字入力上の注意

(1) 入力できない文字

- ①旧字体や複雑な文字は、表示される場合もありますが、システム上受付できないため、常用字体やひらがなで入力してください。

(例) 奇 = 崎 吉 = 吉 祐 = 祐 角 = 角 廣 = 廣 邦 = 邦

- ②カタカナの「ヲ」は、表示される場合もありますが、システム上受付できないため、カナ氏名欄には「オ」と入力してください。

(2) 外国人氏名の入力

- ①外国籍の人の氏名は、アルファベット入力ができないため、カタカナで入力してください。
- ②ファーストネームとミドルネームは、まとめて入力してください。
- ③「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ5文字まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ15文字まで入力できます。制限文字数を超える場合は、入力できる文字数まで入力してください（名前が途中で途切れても構いません）。この場合、「漢字氏名」欄は途中で入力を止め、「カナ氏名」欄でフルネームを入力してください。

(例) 「奨学 トーマス 太郎」さんの場合

	姓	名
氏名 (全角漢字)	奨学	トーマス太
	5文字以内	5文字以内
氏名 (全角カナ)	シヨウガク	トーマスタロウ
	15文字以内	15文字以内

6文字目の「郎」は入力しない



「漢字氏名」欄に5文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。

- ④申込者本人氏名については、「カナ氏名」欄に入力された氏名と、奨学金の振込口座名義人氏名が一致している必要があります。銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に、振込口座に合わせて「名→姓」の順にカナ氏名を入力してください。

2 入力の流れ

① 入力用ホームページへアクセス

次のURL（半角・小文字）を入力し、入力用ホームページにアクセス（接続）します。

スカラネット用ホームページアドレス (URL) <https://www.sas.jasso.go.jp/>

受付時間 8 : 00 ~ 25 : 00 (24 : 00 ~ 25 : 00 は翌日の受付扱い)

※最終締切日の受付時間は 8 : 00 ~ 24 : 00 となります。

② 「奨学金申込へ」ボタンを押下

「◆奨学金の新規申込（予約採用で奨学金を申し込む高校生等は除く）」の「奨学金申込へ」ボタンを押してください。

⚠ 「セキュリティの警告」のメッセージが表示される場合は [OK] ボタンを押してください。

※12月時点での画面となります。



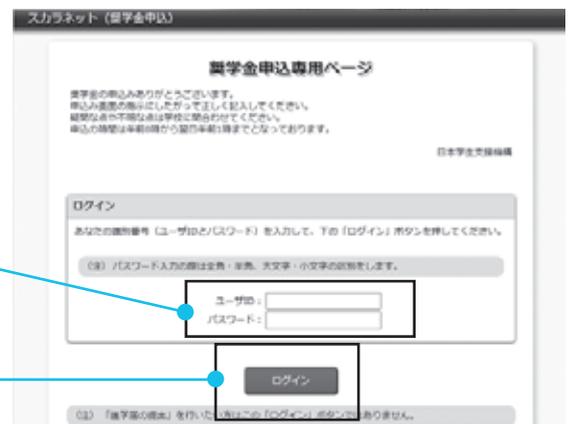
③ ID・パスワードの入力

学校から受け取った「ユーザID」、「パスワード」を入力し、[ログイン] ボタンを押してください。

⚠ 「ユーザID」は8桁の数字です。

ユーザID、パスワードを入力する

ここを押す



④ 確認書の提出状況の入力

「○提出しました」(ラジオボタン) を選択し、[規定等を表示] ボタンを押すと、規定等が記載された画面が表示されます。規定等の内容を確認し「□了承します」(ボックス) にチェックを入れたら、[次へ] ボタンを押して、次の画面に進みます。

⚠ もし【様式A】「確認書」を提出していない場合は、「○提出していません」(ラジオボタン) を選択して入力を終了し、学校に確認書を提出した後、最初から入力をやり直してください。



⑤ 申し込む奨学金の選択

「奨学金の貸与を受けたい課程」(プルダウン)を国内在籍学校で在籍中の課程に設定して、「(3) 第二種奨学金 (短期留学)」の「○国内の学校等に在籍中に海外の大学等へ短期留学する人は申し込むことができます」(ラジオボタン)を選択し、「次へ」ボタンを押して、次の画面に進みます。

⑥ 申込内容の入力

画面の指示に従って「スカラネット入力下書き用紙」に記入した申込内容を入力してください。

入力ページは全部で9ページあります。

「奨学金振込口座情報」画面まで入力を終え、「次へ」ボタンを押すと、「奨学金申込情報一覧」画面に進みます。

 1画面あたり30分の入力許容時間がありますので、気を付けてください。

⑦ 申込内容の確認・訂正

「奨学金申込情報一覧」画面まで進んだら、申込内容を確認し、間違いがある場合は「訂正」ボタンを押して訂正してください。申込内容に間違いがなければ、「■重要事項確認 (必須)」の全項目を確認のうえ、「送信」ボタンを押してください。この「送信」ボタンを押すことにより、入力した申込情報が機構へ送られます。

申込内容を訂正する場合は、各欄の訂正ボタンを押して、訂正画面に進んでください。学校等へ確認すべき項目が見つかった場合は、ブラウザの「×」ボタンを押して入力を中止し、確認後に最初から入力をやり直してください。

「■重要事項確認 (必須)」は、すべての項目について「はい (理解している)」を選択する必要があります。

⑧ 受付番号の確認と、画面印刷

受付番号が表示されれば、申込みは正常に終了しています。「印刷」ボタンを押して画面を印刷し、保管してください。

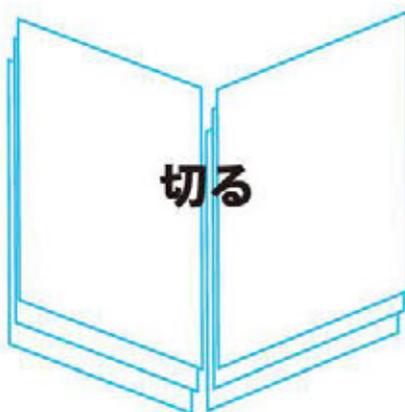
 「終了」ボタンを押すと、その後は申込内容の確認や印刷ができなくなります。「終了」ボタンを押す前に、印刷するかメモを取る等により申込内容を記録してください。

様式集

目次

【様式A】 確認書……………《様式集-1・2》	【様式F】 援助・養育費の申告書……………《様式集-8》
【様式B】 家計状況申告書……………《様式集-3・4》	【様式G】 退職・休職（廃業・休業）に係る事情書…《様式集-9》
【様式C】 年収等の実績計算書……………《様式集-5》	【様式H】 単身赴任実費計算書……………《様式集-10》
【様式D】 給与明細計算書……………《様式集-6》	【様式I】 長期療養費計算書……………《様式集-11》
【様式E】 開業収入計算書（証明）……………《様式集-7》	

ハサミで切ってA4サイズで使用してください。



様式集

1. 奨学金の貸与に係る事項

【保証】

- (1) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるか、連帯保証人及び保証人を、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生の選択により保証料を保証機関に払込む方法によることができます。払込む方法希望の場合は、この確認書兼同意書（以下、「確認書兼同意書」という）を提出する前に機構又は保証機関へ願ひ出す必要があります。ただし、払込む方法を選択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することがあります。
- (2) 機関保証を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学生本人と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。
- (3) 奨学金申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡する等、真に止むを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けることになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます。

【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

- (2) 機関保証を選択した奨学生は国内在籍学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書を提出しなければなりません。
- (2) 人的保証を選択した奨学生は国内在籍学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。連帯保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書類、保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- (3) 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に選んで奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに振り込まれた奨学金がある場合は、その全額を機構に返納するものとします。
- (3) 返還誓約書には奨学生本人の「住民票の写し」（コピー不可）を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (4) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者で、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【貸与期間の取扱い】

- (5) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分（それぞれの学校の専攻科、大学における別科、専修学校における修業年限2年以上の専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている学科は、それぞれ異なる学校区分とみなす）において現在在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現在在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最長期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、同一の学校の区分における一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現在在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします。

- ア 大学
- イ 短期大学
- ウ 大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）及び専門職大学院（法科大学院を含む）の課程
- エ 大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）
- オ 高等専門学校
- カ 専修学校専門課程

【申込資格】

- (6) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍者のうち次のいずれかに該当する者として、
- ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ウ 同法の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めたもの

【届出】

- (7) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農業協同組合、漁業協同組合及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (8) 奨学金は毎月1日分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することがあります。留学時特別増額貸与奨学金は、留学開始年月を始期として基本月額額の振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (9) 基本月額、増額月額は、機構が定める手続きにより変更することができます。

【利率の算定方法】

- (10) 基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法に従って以下のとおり定められます。
- ① 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下、「債券」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加算平均した利率に基づき機構が決定します）。
- ② 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利回り直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を満了される期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加算平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (11) 留学時特別増額貸与奨学金を受けた者及び私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程及び法科大学院に在学する者が増額月額の貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と留学時特別増額貸与奨学金又は増額月額に係る利率を加算平均して決定します。基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、留学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
- (12) 利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間届出ることができません。ただし、留学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続き】

- (13) 奨学生は国内在籍学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
- (14) 奨学生は次の場合、速やかに国内在籍学校長を経て機構に届け出なければなりません。
 - ア 休学、復学、転学、編入又は退学したとき。
 - イ 連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。

- ウ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
- エ 奨学金を辞退するとき。
- (15) 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに国内在籍学校長を経て機構に届け出なければなりません。
- (16) 機構は国内在籍学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
 - ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
 - イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
 - ウ 学業成績が不振又は品行が不良となったとき。
 - エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
 - オ 休学、その他の処分を受けたとき。
 - カ 国内在籍学校で処分を受け学籍を失ったとき。
 - キ 奨学金の申込時にインターネットにより入力すべき事項、若しくは「留学届」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
 - ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。
 - ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (17) 奨学生はいつでも国内在籍学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (18) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり国内在籍学校長を経て願ひ出たときは奨学金の交付を復活することがあります。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。元利均等計算により算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会又は漁業協同組合のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法で返還することになります（一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合及びその他一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります）。機構の指定する期限までに口座振替（リレー口座）加入申込書（預・貯金者控）の写しを提出することになります。返還すると、返還している割賦金（利息を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日あたり）3%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。機関保証を選択した場合、督促されてもなお返滞していると、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済後の返済を延滞した場合は、年10%の滞延損害金がかかります。督促されてもなお返滞していると本人に対し法的な手続を行うこともあります。

- (2) 本人が債務（貸与を受けた総額、利息、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けても、なお返済を解消しない場合は債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
- (3) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でない機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
- (4) 返還に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振替えます。
- (5) 本人、連帯保証人及び保証人が、返還期日を過ぎても返還を行わない場合、または所定の手続を怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。
- (6) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行までの法的な手続を行うことがあります。なお、手続にかかった費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。
- (7) 本人が債務（貸与を受けた総額、利息、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けても、なお返済を解消しない場合は債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
- (8) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でない機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
- (9) 返還に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振替えます。
- (10) 本人、連帯保証人及び保証人が、返還期日を過ぎても返還を行わない場合、または所定の手続を怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。
- (11) 本人、連帯保証人及び保証人は、本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

- (12) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
- (13) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに所定の様式で機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後届け出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が届き又は到着しなかった場合、通常到達したとみなすものとします。
- (14) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願ひ出により減額返還（1回当たりの割賦金を2分の1又は3分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することができます。
- (15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願ひ出により返還の期限を猶予することができます。
- (16) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
- (17) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願ひ出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。
- (18) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令で定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関及び業務委託先に対して提供することがあります。

【個人番号の利用】

- (19) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

その他上記以外の取扱いについては、機構の「貸与奨学規程」、その他の諸規程の定めによります。

【様式B】 家計状況申告書 裏面

申込時点の収入・状況	あてはまる	あてはまらない	必要な証明書	証明書に記載の金額	計算	収入	所得		
3. 傷病手当金を受給中	A	<input type="checkbox"/>	直近1か月分の傷病手当金通知書のコピー	日額	A 円	×365	A 円		
	B	<input type="checkbox"/>			B 円		B 円		
4. 失業手当（雇用保険基本手当の失業給付）を受給中	A	<input type="checkbox"/>	雇用保険受給資格者のコピー	日額	A 円	×日数	A 円		
	B	<input type="checkbox"/>			B 円		B 円		
5. 年金を受給中	A	<input type="checkbox"/>	年金振込通知書のコピー、年金額改訂通知書のコピー又は年金証書のコピー	年額	A 円	→ 転記	A 円		
	B	<input type="checkbox"/>			B 円		B 円		
6. 生活保護を受給中	A	<input type="checkbox"/>	生活保護決定（変更）通知書等のコピー	月額	A 円	×12	A 円		
	B	<input type="checkbox"/>			B 円		B 円		
7. 生計維持者が祖父母等からの援助金や離婚後の養育費等を受け取っている	A	<input type="checkbox"/>	【様式F】「援助・養育費の申告書」 ※養育費については、公正証書、調停調書等のコピーも可	年額	【様式F】「援助・養育費の申告書」に記載した「年額」を転記（※公正証書等の場合は、適宜年額を計算して記入）		A 円		
	B	<input type="checkbox"/>			B 円	B 円			
8. 公的手当	児童手当	A	申込時点で受給している金額が記載された通知書等のコピー（受給証明書のコピーも可） ※通知書を紛失した場合は、「通帳（③口座名義人と②直近の振込みの記帳部分）のコピー」	月額	A 円	×12	A 円		
		B			B 円		B 円		
	児童扶養手当	A		A 円	×12	A 円			
		B		B 円		B 円			
	特別児童扶養手当	A		A 円	×12	A 円			
		B		B 円		B 円			
	その他（ ）	A		A 円	×12	A 円			
		B		B 円		B 円			
9. 無収入	9-1. 2021年1月1日以前から無収入	A	所得証明書又は非課税証明書のコピー	年額	→		A 0円		
		B			B 0円				
	9-2. 2021年1月2日以降に退職・休職（廃業・休業）	A		退職票のコピー又は、退職証明書又は、廃業届受理証明のコピー等 ※やむを得ない事情により証明書が提出できない場合は、【様式G】「退職・休職（廃業・休業）に係る事情書」を提出	年額	→		A 0円	
		B				B 0円			
10. 「社会的養護を必要とする人」	A	施設在籍証明書のコピー又は、児童（里親）委託証明書のコピー				A 0円			

本紙の表面及び裏面に記入した「収入金額」の合計（①、③）、「所得金額」の合計（②、④）を記入→
例）生計維持者Aの「1-1-1.給与収入」が4,000,000円、「8.公的手当（児童手当）」が120,000円の場合、①の収入金額合計は、4,120,000円となる。

①生計維持者A 収入金額合計	②生計維持者A 所得金額合計		
A 万円	A 万円	← 万円未満切捨て	
③生計維持者B 収入金額合計	④生計維持者B 所得金額合計	③生計維持者B 収入金額合計	④生計維持者B 所得金額合計
B 万円	B 万円	B 円	B 円

【収入金額①、③】
万円未満を切り捨てた「収入金額合計」を
スカラネットの「1）収入金額欄」に入力

【所得金額②、④】
万円未満を切り捨てた「所得金額合計」を
スカラネットの「2）所得金額欄」に入力

【様式C】年収等の実績計算書

※ この計算書は、海外勤務により2023年1月1日時点で日本国内に住民票（住民登録）がなかった等により、源泉徴収票又は確定申告書を取得・提出できない生計維持者が、2022年の年収等の実績を申告する場合に使用します。

受付番号 - 5 0 -

申込者の氏名

対象となる生計維持者の氏名 続柄

記入上の注意点

- 「分類」欄のあてはまるもの1つに○をつけてください。「営業」には、給与・年金以外の自営業・農業等を含みます。
※ 給与の場合、賞与の有無のあてはまるほうに○を付けてください。
- 「会社名（事業名・屋号等）」欄に、勤務（営業）している（していた）会社名等を記入してください。
- 「収入があった月」に○をつけ、○をつけた分の証明書類（給与収入の場合は給与明細、営業等所得の場合は帳簿、年金の場合は年金証書等月額が分かるもの）をすべて提出してください（簡単な和訳を付けてください）。
- 会社（事業・屋号）ごとに、「金額」欄に合計額（年額）を記入し、現地の通貨単位を記入してください。
- 申込時点での為替レートにより、日本円への換算式を記入し、日本円換算後の金額を記入してください。
・給与…給与支払額（税の控除前）の合計を記入（賞与を含む） ・年金…年金支給額の合計を記入
・営業…所得（＝売上－経費）の合計を記入

計 算 欄

分類	収入があった月に○（2022年）												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
会社名（事業名・屋号等）	金額（年間計・現地通貨単位）		為替レート（申込時点）		日本円換算後の金額（換算式・年間計・円建て）								
例	給与（賞与：有・無）・営業・年金		○ ○ ○ ○ ○										
	××有限公司		40,000 HK\$		1HK\$=14円		14×40,000=560,000円						
①	給与（賞与：有・無）・営業・年金												
②	給与（賞与：有・無）・営業・年金												
③	給与（賞与：有・無）・営業・年金												
収入合計金額（給与＋年金）												円	←【様式B】「家計状況申告書」の「1-1-2.」欄に転記
所得合計金額（営業）												円	←【様式B】「家計状況申告書」の「2-1-2.」欄に転記

【様式D】 給与明細計算書

※この計算書は、申込時点で次の状況に該当する生計維持者が使用します。

- 2022年1月2日以降に就職・転職した場合（国内・海外問わず）
- 2022年中に休職した場合
- 申込時点で複数の勤務先があり、1つでも上記にあてはまる場合

受付番号 - 5 0 -

申込者の
氏 名

対象となる生計維持者の氏名 続柄

計 算 欄

※申込時点からさかのぼって3か月分（就職してから3か月に満たない場合は就職した月から）の金額を記入してください。

	事業所名 就職年月	3か月分合計 (A)		(A) で合計 した月数	賞与	年額 (B) 1円未満は四捨五入
①	(西暦) 年 月	円	÷	か月分	(あり) × 15	円
					(なし) × 12	円
②	(西暦) 年 月	円	÷	か月分	(あり) × 15	円
					(なし) × 12	円
③	(西暦) 年 月	円	÷	か月分	(あり) × 15	円
					(なし) × 12	円
④	(西暦) 年 月	円	÷	か月分	(あり) × 15	円
					(なし) × 12	円
⑤	(西暦) 年 月	円	÷	か月分	(あり) × 15	円
					(なし) × 12	円

年額 (B) の合計

① _____ 円 + ② _____ 円 + ③ _____ 円 + ④ _____ 円 + ⑤ _____ 円

= _____ 円

↑【様式B】「家計状況申告書」
の「1-2.」欄に転記

【様式E】開業収入計算書（証明）

※ この計算書は、現在営業等による収入があり、その営業等が2022年1月2日以降に開業したものである生計維持者がいる場合に使用します。

受付番号 - 5 0 -

申込者の氏名

計 算 欄

屋号（ある場合）

開業年月日 (西暦) 年 月 日

※2022年1月1日以前に開業した場合、この様式は使用できません。

※申込時点からさかのぼって3か月分（開業してから3か月に満たない場合は開業した月から）の金額を記入してください。

	売 上	経 費	所 得 (売上－経費)
年 月分	円	円	(A) 円
年 月分	円	円	(B) 円
年 月分	円	円	(C) 円

月平均額の算出

(A) + (B) + (C) (月数) (月平均額)

円 ÷ 3 = 円

年額の算出

(月平均額) (年間(推定)額)

円 × 12 = 円

←【様式B】「家計状況申告書」の「2-2.」欄に転記

帳簿を提出できない場合は、その理由を記入し、署名してください。

(帳簿を提出できない理由)

記入日(西暦) 年 月 日

対象の生計維持者の署名
(開業した方)

【様式 H】 単身赴任実費計算書

受付番号 - 5 0 -

申込者の
氏 名

対象者の
氏 名 申込者との
続 柄

(西暦) 年 月 から現在まで単身赴任しています。支出した費用は、以下のとおりです。

年 月	家 賃	電 気	ガ ス	水 道	費 用 項 目 名	家 具 家 事 用 品
(西暦) 年 月	円	円	円	円	費	円
年 月	円	円	円	円	費	円
年 月	円	円	円	円	費	円
計	円	円	円	円	費	円
年間（推定）額	円	円	円	円		円

年間（推定）額の合計 万円 ← 各項目を合計後に万円未満を切り上げて記入してください。
[単身赴任実費控除額] (例) 86,015 円 → 9万円

- ※ 提出された書類は返却できません。後日、控除の申請等で原本が必要となる可能性がある書類は、必ずコピーを提出してください。
- ※ 記入した内容に対応する領収書のコピーを提出してください。
- ※ 領収書は、支払者の氏名が記載されたものに限りませす。
- ※ 食費、交通費、電話・通信費、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代、引っ越し代等は、控除の対象とはなりません。
- ※ 家具・家事用品等は、単身赴任するにあたり購入したものの実費が対象となります。（例：食器棚、テーブル、椅子、洗濯機、冷蔵庫、掃除機等）ただし、支払者の氏名が記載された領収書の提出が必要です。
- ※ 通帳のコピーだけでは、控除を受けられません。領収書の代わりに通帳を提出する際は、請求書又は契約書等（コピー可）も併せて提出してください。
- ※ 単なる別居（介護のための別居、自己都合による別居）は、控除の対象とはなりません。
- ※ 海外勤務の場合で領収書が日本語、日本円以外の通貨等で作成されている場合は、領収書の余白又は別紙に簡単な日本語訳と、円換算した金額を記入してください。

【様式1】 長期療養費計算書

受付番号 - 5 0 -

申込者の氏名

対象者の氏名 申込者との続柄

(西暦) 年 月 から現在まで長期的に療養しています。支出した費用は、以下のとおりです。

通院・継続的な入院

年 月	医療機関(病院、介護施設)等の保険分一部負担額	薬局の調剤費	その他
(西暦) 年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
計	(A) 円	(B) 円	(C) 円
年間(推定)額	(D) [(A) ÷ 6×12] 円	(E) [(B) ÷ 6×12] 円	(F) [(C) ÷ 6×12] 円

単発の入院

年 月	医療機関(病院、介護施設)等の保険分一部負担額
(西暦) 年 月	円
年 月	円
年 月	円
合計額	(G)

← 継続的な入院でない場合は、左記の表に入院費を記入してください。

医療費の還付金額 (H) 円

← 高額医療費、個人医療保険等の還付金がある場合に記入してください。 ※還付金についての証明書類は提出不要。

合計
[(D) + (E) + (F) + (G) - (H)] 万円

← 万円未満を切り上げて記入してください。
(例) 86,015円 → 9万円

※ 提出された書類は返却できません。後日、医療費控除の申請等で原本が必要となる可能性がある書類は、必ずコピーを提出してください。

ご案内

ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>



日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせには、まずホームページをご覧ください。

● 奨学金貸与・返還シミュレーション

奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで、第二種奨学金（短期留学）の収入基準に該当するか、おおよその目安として試算ができる便利なツールです。



● 奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問い合わせの前に、是非ご利用ください。（右のQRコードからアクセスが可能です。）



申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

スカラネットによる奨学金申込み

- 専用アドレス <https://www.sas.jasso.go.jp/>

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び進学先の学校での授業料減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。